

Title	中国革命の歴史的再検討
Author(s)	田中, 仁
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75543
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

第一章 中国革命の歴史的再検討

田中仁

1 中国革命の今日的位相

「中国革命」の現在

一九八九年以降の東欧革命とソ連邦の消滅は、第二次世界大戦後の東西冷戦構造の崩壊を意味し、同時にそれは、帝国主義と社会主義革命および民族運動の高揚によって特色づけられる二〇世紀世界のひとつの帰結を示すものでもあった。一方、十数年来の「改革・開放」政策の推進と、それに起因する民主化運動の展開およびその弾圧を引き起こした中国もまた、世界秩序の変動に深くかわりながら大きく変貌しつつある。こうしたなかで、我が国では、民衆の解放を強調するかつての中国革命イメージは後景に退き、その否定的評価が定着しつつあるように思われる。二三、例をあげよう。

中嶋嶺雄「中国革命とは何であったのか——二〇世紀の巨大な陰と陽」は、(1)中国革命は中国の民衆にとつて大いなる虚妄であった(政治権力闘争でしかなかった)、(2)中国ではマルクス主義はもっぱら革命の戦略・戦術として受容され運用された、(3)毛沢東にマルクス・レーニン主義を越えたヒューマニズムを見いだそうとした戦後日本の「進歩的文化人」は中国の現実そのものによって裏切られたと述べ、中国革命による理想社会の実現という夢は大いなる幻影にすぎなかったと総括している。⁽¹⁾筆者は、中国革命が第一義的には政治闘争であったとする氏の観点に同意する。しかしながら、中国共産党(以下、共産党)は何故に国家権力を奪取しえたのかについては、掘り下げた検討が不可欠であると考える。ま

た、かつて中国の民衆と日本の知識人がいだいた「幻影」についても、改めて検討される必要がある。天児慧「中国革命」は、(1)一九四九年にいたる中国革命は複数の目標を並存させながら複数の中核的アクターによって推進され極めて長期間にわたって闘われた、(2)この革命は多様な目標のうち「救国と救民」課題を達成したもののあまりにも「未完の革命」でありすぎた、(3)中国社会の特質たる「柔構造」に拘束された結果、四九年前後における「負の連続性」が存在した、と概括している⁽²⁾。筆者は、この論文が一九二七年の第一次国共合作の崩壊を国民革命の挫折と総括せず、統一・独立という形態の最優先（中国国民党、以下、国民党）と社会改革という実態化の最優先（共産党）との革命理念の分裂と捉えていることは、重要な指摘であると考え⁽³⁾。ただ、氏が具体的な論述を行っていない四九年前後における中国社会の変容についてのふみこんだ検討もまた極めて重要な研究課題であるとすべきであろう⁽⁴⁾。

福本勝清「中国革命への挽歌」は、(1)二〇世紀の国際共産主義運動は革命組織を媒介とするユートピア運動であり、「仲間殺し」（肅清）と権力掌握後の権力の変質・腐敗という特質を有していた、(2)中国では中華帝国崩壊後におけるユートピアの模索のなかから誕生した共産党がこの運動を推進したが、一九四〇年代になって運動の主体は共産党から毛沢東に転換した、(3)中華人民共和国の成立は、中国の民衆にまばゆいばかりの「解放」感をもたらすとともに彼らを「パラダイス」への殺到にいざなった、同時に、(4)この運動には三〇年代前半から「文化大革命」にいたる「仲間殺し」の系譜が存在した、(5)建国後、共産党の権力は基層社会を掌握して「隙間なしの社会」を実現したが、中国社会特有の強靱な社会システムが作用した結果「毛沢東思想」の名のもとに伝統的な華夷システムが復活し、中国は

「世界の一部」から「世界そのもの」に回帰した、と述べる。⁽⁵⁾ 筆者は、同書が中国革命の起点を一九一〇年代のユートピア運動とロシア革命に求めていることに同意する。また中国革命の「光と影」をユートピアの追求と「仲間殺し」によって論じている点から学ぶべき点が多い。ただ、もうひとつの革命組織である国民党がユートピアを有していなかったため、同氏の議論ではその革命は検討対象の外に置かれている。この結果、共産党の勝利は国民党の敗北がユートピアの有無に由来するののか否かという論点が提示されていない。さらに、「強靱な社会システム」と「隙間なしの社会」の関係の如何についても検討が必要であろう。

本章では、中国革命は「一九一〇年代のユートピア運動とロシア革命を契機として誕生した革命組織である国民党と共産党によって担われた」という観点から、一九四九年の「意味」を検討したい。

中国革命史に関する「通説」

中華人民共和国建国直後の一九五一年から公刊された『毛沢東選集』（四巻）に収録された文章は、社会主義建設のための体系的理論を提供する目的で系統的な改訂が施されていた。⁽⁶⁾ 胡喬木「中国共産党の三〇年」（一九五一年）は、この『毛沢東選集』を踏まえた半ば公式の共産党史としての位置づけを付与され、中国革命史の「通説」となった。「通説」の骨子は以下の通りである。

(1) 中国におけるブルジョア民主主義革命の課題は、アヘン戦争以来の「半植民地・半封建」社会における帝国主義勢力と封建主義勢力の打倒（「反帝・反封建」）であった。したがって、中国のブルジョア

民主主義革命はウエスタン・インパクトを契機とする「半植民地・半封建」社会の形成とその展開・崩壊の過程として理解しうる。

(2) この革命の具体的内容には、(イ) 対外戦争、(ロ) 農民戦争、(ハ) 政治改革、(ニ) 大衆的民族運動、(ホ) 革命運動(戦争)が含まれ、五四運動以前のブルジョアジーが指導する「旧民主主義革命」時期と、以後のプロレタリアートが指導する「新民主主義革命」時期に二分される。

(3) 一九二七年に国民革命が挫折したあと共産党がそれを継承・遂行し、毛沢東による「正しい」戦略・戦術指導により四九年の勝利がもたらされた(毛沢東の「党内における指導権が確立した」三五年初めの遵義会議は、決定的な意義を有していた)。また、革命を裏切った蒋介石と彼が樹立した南京国民政府は、国民革命の打倒対象であった軍閥と質的相違はなく(「新軍閥」)、いかなる民族性も近代性も有していない。それゆえ、国民党が「新民主主義革命」の打倒対象となった時、革命の課題は「反帝・反封建・反官僚資本」となった。

(4) 中国ブルジョア民主主義革命の後半部分を構成する「新民主主義革命」の成功は一九四九年の中華人民共和国の成立をさかいに、中国革命は社会主義革命段階に転化した。

一九五〇年代末以降の政治的急進化のなかで、農村における武装闘争の役割を突出化させる中国革命史理解が定着するとともに、五四運動から建国までの「現代史」は政治史に、政治史は革命史に、革命史は共産党史にそれぞれ代替され、さらに共産党史は毛沢東の「正しい路線」と彼のライバルたちの「誤った路線」との間の「路線闘争史」に矮小化されていった。

我が国における中国近現代史研究と中国革命像

戦後における我が国の中国革命史に関する研究は中国の「通説」を無批判に受け入れることによって始まった。一九六〇年代になると「アジア・フォード財団」問題と「文化大革命」を契機としてこうした研究姿勢そのものの見直しが始まった。今堀誠二「毛沢東研究序説」は「毛沢東論文の年代史的研究法」を提唱し、中西功「中国革命と毛沢東思想」は毛沢東の役割と農村における武装闘争を突出させる中国革命認識を厳しく批判した⁽⁹⁾。七〇年代における我が国の中国近現代史研究の到達点を示す田中正俊・野沢豊編『講座中国近現代史』⁽¹¹⁾には、(1)民衆闘争を広い視野で捉えること、(2)知識人・ブルジョアジー・都市民衆の動向に着目すること、(3)国民政府の積極的役割を評価することなど、「通説」とは異なる新しい研究方向を示唆する論文が少なからず含まれていた⁽¹²⁾。さらに、八〇年代になると「中華民国史」が新たな研究領域として形成されるとともに、南京国民政府の民族主義的性格とその中国資本主義発展に対して果たした促進的役割が確認された⁽¹³⁾。こうして我が国における中国近現代史研究は一九四九年の共産党の勝利を多面的に捉えることに關して多くの蓄積を有することとなった。しかしながら、この中国革命史像の相対化は、一九四九年革命が第一義的には共産党の軍事的勝利であったことを十分に組み込んだものではなかったため、「通説」に對置する新たな中国革命像を提出するにはいたっていない⁽¹⁴⁾。

最近、中国ブルジョア民主主義革命の起点を一八四〇年のアヘン戦争におくことに對する再検討にかかわる論点が提起されていることを指摘しておく必要がある。すなわち、濱下武志「朝貢貿易システムと近代アジア」は、前近代と近代を繋ぐ中国とアジアの内的紐帯を朝貢貿易システムという概念によつ

て具体化し、それが実際に機能するアジア域内市場の変容によって東アジアの近代を捉えなおすことを提唱した。⁽¹⁵⁾ また、溝口雄三「近代中国像は歪んでいないか」は、「洋務」の課題を政治制度・国家体制全般の自己改革と理解することにより従来の「洋務↓变法↓革命」という段階的把握にかわる中国近代史像の構築を主張した。⁽¹⁶⁾ 両氏の観点はアメリカにおける中国研究を批判的に概括して「中国自身に即した」アプローチを提示したP・コーエンの論点ともあい通じるものがあり、⁽¹⁷⁾ 明清以降の中国社会の長期の変容を前提として一九四九年がいかなる意味をもったのかについて検討する必要があることを示している。

ナシヨナリズムと政治的統合

東アジアにおける伝統的国際秩序は版図国家体制と呼びうるものであり、朝貢と冊封によって媒介される君臣関係に擬せられた上下の不平等な関係で、徳治理念に基づく階層的・非対称的かつ開放的な柔構造をその特質としていた。⁽¹⁸⁾ 南京条約（一八四二年）以降、清朝が列強との間に締結した諸条約において領事裁判権・関税自主権の喪失・沿岸貿易権・内河航行権・外国軍艦常駐権・租界の設定などの条項が取り決められた。これらは、片務的・無条件的・概括的最惠国條款により各国に均霑された。⁽¹⁹⁾ 清朝は日清戦争の敗北によって最後の朝貢国を失ったが、民衆的排外運動である義和団が列強の軍隊によって鎮圧された後、一九〇一年に締結された辛丑条約によって、帝国主義列強に対する中国の従属的な関係が体制的に確定した。

一九世紀末における戊戌変法の政治改革運動は、滅亡の危機に直面した中華世界の再建を近代国民

家の形成によって実現しようとするプランを提起した。このことは、中国近代ナショナリズムの形成を意味するものであったが、この改革プランは辛丑条約締結後の清朝によって実施に移された。この点からいえば、清朝最後の十年は改革推進のために中国社会の集権化を指向した清朝と集権化に反対する地方エリートとの対抗の過程であり、中華民国の誕生と袁世凱（北洋）政権の成立（一九二二年）は後者の勝利を意味した。⁽²¹⁾同時に、この時期の政治過程をリードした諸政治集団はいずれも帝国主義列強に強いられた中国の従属的地位の変更を明示的な課題としていなかったことを指摘しておく必要がある。⁽²²⁾

日本の中国に対する二十一カ条要求（一九一五年）を発端とする山東権益回収運動の全国的展開は中国ナショナリズムの新たな段階を切り拓き（五四運動）、列強との従属的關係の変更を提起しえない北洋政権の行動を規制するとともに運動の成功を勝ちとった。⁽²³⁾一方、皇帝觀念の喪失に起因する知識人の啓蒙ユートピア運動は、ロシア革命を契機に「救国」を実現する手段としてのレーニン主義の受容に転化していった。⁽²⁴⁾第一次大戦後に構築されたワシントン体制は日本の独走を牽制して中国を帝国主義列強の事実上の共同管理に置こうとするものであったが、共産党の成立（一九二一年）と国民党の再生（一九二四年）は、中国の従属的地位の変更とそれを実現するための政治的統合をめざす革命組織の誕生を意味していた。

革命の概念と革命組織

本章では、「革命」の概念を、「社会変革をめざす革命組織による国家権力の掌握」（第一段階）と「掌握した国家権力による社会変革の遂行」（第二段階）と規定する。

国民党の第一段階は一九二四年一月の国民党一全大会（第一回全国代表大会）から二八年六月の北伐完了まで、第二段階は二八年から「憲政」に移行する四八年五月までである。

この点については、若干の補充説明が必要である。

(1) 前述したように、孫文が結成した政治結社である興中会（一八九四年）と中国同盟会（一九〇五年）は、いずれも帝国主義列強に強いられた中国の従属的關係の変更を明示的な課題としていなかった。また、中華革命党（一四年）と一九年に同党を改組した「中国国民党」もまた彼を領袖とする秘密結社の色彩が濃厚であった。したがって、国民党は、一全大会を契機として本章で規定するところの革命組織となった。

(2) 通常、一全大会が提起した国民革命は一九二七年の第一次国共合作の崩壊によって挫折したとする理解が一般的であり、それゆえ、以後の国民党の政治過程を「革命」の概念で捉えることは少なかつたように思われる。本章では、中国における近代的国家形成⁽²⁵⁾という視角から二八年に国民党が掌握した国家権力の性格の再把握を提起する西村成雄の論点を踏まえて、この権力の民族主義的性格とその中国資本主義発展に対して果たした促進的役割に関する研究の諸成果を「革命」という概念に引き付けて再構成することをめざしたい。

(3) 国民党一全大会が採択した「国民政府建国大綱」は、革命的三民主義と五権憲法に基づき中華民國を建設する主体として国民政府を位置づけ、さらにそれは「憲政」への移行をもって歴史的役割を終えると規定していた。一九二五年七月に広東に設置された国民政府は、翌年一二月、北伐戦争下の武漢に移転した。二七年九月、武漢政府は反共に転じた蒋介石が同年四月に樹立した南京国民政府に吸

収された。二八年六月の北伐軍の北京占領により北洋政権が打倒され、南京国民政府は中国を代表する中央政権となった。

共産党の第一段階は一九二二年の共産党二大会（同大会において共産党は「反帝・反封建」の民主連合戦線の結成という方針を確定した）から中華人民共和国の成立まで、第二段階は四九年から七八年の共産党十一期三中全会（十一全大会で選出された中央執行委員による第三回全体会議）までである。

ロシア革命の影響のもとでレーニン主義的組織論を受容して誕生したこのふたつの革命政党——国民党と共産党——は、(イ)「党軍 (party army)」による国家権力の奪取と(ロ)執政党による国家権力の代行（「党国」= party state）とこの革命の遂行形態における共通性を有していた。同時に、両者の相違点として、(1)国民党が「訓政」論（後述、三七ページ）を用いて「党国」システムを正当化しようとしたのに対して、共産党は、本来、革命政党的組織論である民主集中制を国家権力の編成原理としたこと、および、(2)共産党が共産主義社会の実現というゴールユートピアを有していたのに対して、国民党の三民主義が中国社会の現実から帰納的に導きだされたものであること、を掲げることができる。

中国革命はまた、世界資本主義システムへの強制的編入に起因する政治的・経済的な従属的地位の変更に近代社会の実現をめざすブルジョア民主主義革命の段階と、社会主義社会の実現をめざす社会主義革命の段階を有していた。ブルジョア民主主義革命段階から社会主義革命段階への転換は一九五三年の「過渡期の総路線」の提起に求められる。なお、中国における「革命時期」の終わりを七八年の十一期三中全会としたのは、同会議を契機として、ユートピアの追求から市場経済に基づく社会発展へ（第三章、参照）という重点の移動がある⁽²⁶⁾と考えるからである。

ブルジョア民主主義革命段階における中国の従属的地位の変更という政治課題を実現するには、帝国主義列強が中国に有する権益の「実力による排除」と「交渉による解決」というふたつの方法が存在した。また、明末清初に中国社会のエリートとして成立した郷紳層が北洋政権のもとに分権的に再編成されたという中国政治の構造的性質を背景に、国民党と共産党は、いずれの方法を採用するにせよ、その前提として諸政治勢力の集権的再編成（政治的統合）をめざさなければならなかった（本書三六ページ以下の「課題としての集権化」参照）。したがって、革命の遂行方法には、既存の世界資本主義システムを是認し、国際社会への編入を前提として内外の諸関係の変更を志向する「依存的統合」と、国内政治の再編成を優先しながらその達成水準を踏まえて新たな国際関係の構築をめざす「自立的統合」があったとしなければならない。

2 依存的統合から自立的統合へ

本節では、国民党と共産党による中国ブルジョア民主主義革命の遂行過程を「自立的統合」と「依存的統合」との関連に注目して概括する。一九二四年から四九年にいたる国民党の革命戦略は「国民革命」であったが（同革命を二四年から二七年までとする従来の理解と区別するため、括弧を付す）、二七―二八年、国民党の革命は「自立的統合」から「依存的統合」に転換し、そのもとで民族課題の解決と社会変革を試みた。一方、共産党の革命戦略は、(イ)国民革命（一九二一―二七年）、(ロ)ソビエト革命（二七―三七

年)、(ハ)抗日民族革命(三七―三九年)、(ニ)「新民主主義革命」(四〇―五三年)と展開した。共産党の革命は、(1)ソビエト革命における「自立的統合」の主張(しかしながら、全国政治の動向との接点を持ちながらそれを実態化しうる条件を有していなかった)から、抗日民族革命における「依存的統合」の部分的承認、(2)「新民主主義革命」における「自立的統合」の可能性の提起とその明確化というプロセスをたどった。したがって、一九四九年の「意味」に着目して中国革命の動向を提示するならば、それは、国家権力を奪取した国民党による「依存的統合」の進展から、それを批判しながら「自立的統合」を明確化していった共産党による新たな国家権力の樹立に転じていったとすることができよう。

〔二〕 国民政府による依存的統合の推進

国家権力の掌握と依存的統合への転換

第一次世界大戦は、民族産業の発展、近代都市社会の形成、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級的成立という中国社会の構造的変化をもたらした。帝国主義列強はワシントン会議(一九二一―二二年)を開催し、アメリカのリーダーシップのもとで中国をめぐる諸利害の調整を行った。孫文は、一九一七年のロシア革命と一九一九年の五四運動を経過して自らの政治課題を「中華民國臨時約法」(一九二二年三月公布)の実体化をめざす「護法」から「革命」へと転換した。すなわち、一九二四年に広州で開催された国民党一大大会は、(1)三民主義を再解釈して「反帝・反軍閥」をめざす国民革命を提起するとともに「連ソ・容共・扶助工農」の三大政策を採択し、(2)民主集中制に基づく委員会制・細胞組織

などロシア共産党の組織原則をモデルに国民党を改組することを決定し、(3)党役員に共産党員を選出して第一次国共合作を成立させ(共産党員は、中央委員二四名中三名、同候補一七名中七名)、さらに、(4)国民革命軍を養成するための黄埔軍官学校の創設(「党軍」の建設)を決定した。⁽²⁷⁾ こうしてプロレタリアー・農民・小ブルジョアジー・ブルジョアジーの四階級を連合した政党に改組された国民党は、中国社会の「自立的統合」を推進することとなった。

孫文は、広東革命政権の基盤強化を図るとともに、地域代表による代議制ではない新たな全国的政治統合をめざして国民党議運動を展開した。彼は、中国社会の構造的変化のなかで発生し活性化しつつあった諸団体を再編成し、職能団体を構成要素とする権力機関の創出をめざした。⁽²⁸⁾ 一九二六年七月、孫文亡きあと成立した広東国民政府は、「党軍」による国家権力の奪取をめざして北伐戦争を發動した。国民革命軍は労働運動・農民運動の高揚に助けられながら進撃し、約半年で長江以南を制圧した。大衆運動の高揚は共産党の党勢拡大をもたらしたが、二七年一月の漢口・九江の英租界回収と三月の南京事件⁽²⁹⁾は、国民革命と列強との衝突が不可避であることを示していた。

国民革命軍総司令であった蔣介石による反共クーデターと南京国民政府の樹立(一九二七年四月)から翌年六月の同軍の北京入城(北洋政権の打倒)にいたる政治過程は、(1)共産党と労働運動・農民運動の弾圧(第一次国共合作の崩壊)、(2)国家権力の奪取(南京国民政府の全国政権化)、(3)自立的統合から依存統合への転換によって説明しうる。なお最後の点について付言すると、南京国民政府は、(イ)在留外国人の生命・財産の保護と(ロ)旧中央政府が締結した諸条約の履行を宣言することによって、「交渉による」不平等条約の廃棄をめざすことを明らかにし、国際社会への編入を図ったのである。

「訓政」への移行と「中央化」の進展

国家権力を奪取した国民党が解決をせまられた課題は、(1) 国際的承認の獲得、(2) 「党国」システムの正当化と制度化、および(3) 実効的支配地域の拡大(「中央化」)であった。これらは、「依存的統合」を前提とし、革命の第二段階たる掌握した国家権力に基づく社会変革を遂行するための、前提条件にはかならない。

(1) 南京事件・濟南事件などの列強との懸案を收拾して国際的承認を獲得した国民政府は、不平等条約の改訂交渉に臨み一九三〇年までに関税自主権の回復に成功するとともに領事裁判権の廃棄問題を提起した。

(2) 一九二八年一〇月、国民党は「訓政綱領」を採択するとともに、国民政府の下に五院(行政院・立法院・司法院・考試院・監察院)を設置した。また、三一年五月、国民会議を開催し、「中華民國訓政時期約法」を採択した。同「約法」は、「訓政」時期においては国民党全国代表大会が統治権を行使することを規定していた。こうして、国民党の「党国」システムは「訓政」論(後述、三七ページ)により正当化・制度化された。

(3) 一九二八年六月、蒋介石直系の中央軍五〇万は江蘇・浙江両省をコントロールしているにすぎなかったが、その後の内戦と三〇年の中原大戦を経て中央に対抗しうる地方勢力は存在しなくなった。

しかし、一九三一年の九一八事変(満州事変)を契機とする東北地域の喪失により「抗日」という政治課題が中国政治を規定することとなった。これに対して、国民政府は、国内政治の統一(安内)が抗日(攘外)の前提であるとする「安内攘外」政策を提起した。この政策が、「即時抗日」論の観念性・

非現実性を批判する「現実主義」的な抗日論としてブルジョアジーや民衆の一定部分に影響力を保持した⁽³¹⁾のは、(1)・(3)に示した顕著な政治的成果があったからにはかならない。三四年一〇月、共産党の南方根拠地（ソビエト区）⁽³²⁾の解体に成功した時点で、南京国民政府の実効的支配が及んだ地域は、長江中下流域八省に拡大した⁽³²⁾。三五年、蔣介石は、共産党との有利な力関係を背景にソ連との関係改善に着手するとともに、対日戦に対する本格的準備を開始した。西安事変（二六年一二月）後の国民党五期三中全会が採択した「赤禍根絶案」⁽³³⁾によって共産党問題の軍事的解決方針を放棄した国民党は、共産党との秘密交渉においてその軍隊と政権に対する実質的制御を要求した。日中全面戦争の勃発（二七年七月）後、九月に実現した第二次国共合作によって、国民政府は共産党の体制化に成功したものの、その実質的制御という目的を達成することはできなかつた⁽³⁴⁾。

抗戦の堅持と国際的地位の向上

一九三七年八月、国防最高会議を設置する⁽³⁵⁾ことと国民政府軍事委員会を最高統帥部とすることを決定して戦時体制を構築した国民政府は、南京陥落前夜、国民政府の重慶移転を宣言して対日抗戦の堅持を表明した。九月の第二次国共合作の成立により、中国全土は空前の抗日ブームに沸きたった。三八年三月に武漢で開催された国民党臨時全国代表大会が採択した「抗戦建国綱領」は、同年七月に創設された国民参政会において全面戦争下における中華民国の基本方針を示す文献として認知された。こうして中国⁽³⁶⁾社会の広範な勢力を結集して日本の中国侵略に対する抗戦を堅持するという中国政治の枠組みが確立した⁽³⁶⁾。

一九三八年一〇月の武漢・広州陥落の後、戦線は膠着状態となり、国民政府は沿海地域を喪失し内陸部に依拠して抗戦を堅持することとなった。翌年一月、重慶で開催された国民党五期五中全会は、国防最高委員会を設置して軍令・政令を中央に統一するとともに党・政・軍に対する蒋介石の支配を強化した。⁽³⁷⁾同時に、国民党は、日本軍占領地区における共産党の活動および国民政府統治地区における国民党以外の政治団体とその活動に対する統制の強化を決定した。国民政府は、地方勢力の政治的・経済的基盤を奪取することによって西南地区における政治統合を実現していった。

ヨーロッパ戦争・独ソ戦からアジア太平洋戦争にいたる過程において、日・独・伊の枢軸国と米・英・ソの連合国という陣営配置が徐々に明確化していった。一九四一年一二月九日、中国は日・独・伊三国に対して宣戦を布告するとともに、「連合国共同宣言」に調印した。翌年一月、蒋介石は連合軍の中国戦区最高司令官に就任した。四三年一月、国民政府は、こうした国際環境を背景として不平等条約の撤廃に成功した。⁽³⁸⁾ヨーロッパ戦線が最終局面を迎えた四五年二月、ヤルタで開催された米・英・ソの首脳会談において、ソ連の対日参戦とともに、外モンゴルの現状維持と日露戦争でロシアが失った權益の回復が確認された。この中国の主権にかかわる二項目に関して中ソ交渉がもたれ、八月一四日、これらを確認する「中ソ友好同盟条約」が締結された。このことは、国民政府が中国を代表する政府であることをソ連が承認したことを示すものであった。

抗日戦争の勝利により、国民政府は東北地域と台湾の主権を回復するとともに、創設された国際連合安全保障理事会の五常任理事国の一角を占めることとなった。こうしてアヘン戦争以来の民族課題は基本的に達成された。

依存的統合の「完成」とその挫折

抗日戦争に勝利した国民政府が直面した課題は、

- (1) 日本軍占領地区の行政権を回復すること（その際、東北に進駐していたソ連軍と沿海地区に一九の解放区を樹立していた共産党軍の存在が問題となった）、
- (2) 解放区・共産党軍の国家機構への実質的編入を実現すること、
- (3) 中国政治における国民党の主導権を損なわないうかたちで「訓政」から「憲政」に移行して国民による主権の行使を制度的に保障すること、であった。

日本の降伏は、日本軍・傀儡軍の武装解除方針をめぐる共産党との確執を引き起こした。蒋介石は、共産党軍の移動を禁止する一方で日本軍・傀儡軍に対して蔣の指定する部隊への投降を命令し、米軍の支援を受けて内陸部に温存していた中央軍を日本軍占領地区に派遣してその武装解除と行政権の回復を図った。こうして国共両軍のこぜりあいが発端するようになった。

ヤルタ協定と「中ソ友好同盟条約」に示された米ソ両国の国民政府支援という有利な国際環境を背景に、蒋介石は共産党に譲歩を迫った。両党首脳による重慶交渉を経て一九四五年一〇月に公表された「政府と中共代表の会談紀要」（双十協定）は、和平建国の基本方針を確認するとともに、未解決の問題について協議する政治協商会議の創設を確認した。後者は、国民政府が国共以外の党派を政治主体として初めて認知したことを示すものであった。中国における代議制度の確立と共産党軍の国家化をめざし

たアメリカ大統領トルーマンは、彼の特使マーシャルを派遣し両党の調停に当たらせた。四六年一月一日、国共停戦協定が成立するとともに政治協商会議が重慶で開催された。三十一日、同会議は、中国政治の基本問題に関する五決議（「政府組織案」・「国民大会案」・「和平建国綱領」・「軍事問題案」と「憲法草案」）を採択して閉幕した。こうして直面する政治課題の平和的解決が実現するように思われた。

同じころ、米ソの対立は顕在化しつつあった。内戦の発動がアメリカの支持の喪失につながらないと判断した蒋介石は、戦争による問題の解決をめざした。これに対して、アメリカは限定的関与（干渉）に終始した。一九四六年二月、蒋介石は政協決議の基本原則を否認した。このころから東北における内戦が激化し夏には全国に波及した。こうした情勢下で、国民党はみずから定めたプログラムに沿って「憲政」への移行を強行した。すなわち、(1)憲法制定国民大会の開催（四六年一月）、(2)「中華民國憲法」の公布と施行（四七年一月と二月）、(3)「憲政」実施国民大会の開催（四八年三月五月）、(4)蒋介石の中華民國總統就任（同年五月）がそれである。形式的には、この「憲政」への移行をもって国民党による「依存的統合」は完成したといえることができる。しかしながら、この過程は国民政府による統治の正当性が流失していく過程であり、同時に、四八年四月、「憲政」実施国民大会が採択した「反乱鎮定期臨時条項」は内戦を理由として「憲政」の実質化を阻止していた。国民政府の軍事的敗北は国民党による「依存的統合」の挫折を意味したが、冷戦体制下の台湾において分断国家を形成した国民党は、「憲政」によって統治の正当性を主張しながら、「臨時条項」と「戒嚴令」（四九年五月施行）により同地における一党独裁支配を維持した。⁽⁴⁰⁾

（二） 共産党の革命と統合

ソビエト革命とその挫折

一九二四年の第一次国共合作により、国民党に個人の資格で入党した多くの共産党員は、労働運動・農民運動の指導に従事した。その結果、共産党の党勢は飛躍的に拡大した。当時の共産党の革命戦略論は、(1)国民党を民族民主の革命連盟であり国民革命の担い手であると規定したこと、(2)革命のヘゲモニー問題が未解決であったこと、にその理論面での未成熟さが示されていたとされる⁽⁴¹⁾。しかしながら、国家権力の掌握という点からみれば、共産党の政治統合論は、革新的な共同綱領と民衆みずからの共同闘争に基づく国民連合戦線の形成・発展というかたちで追求されるとともに、国民連合戦線という具体的ななかたちをとった政治的統合が職能別編成を基礎として推進されるという内実を有していた点で、一九四〇年代に確立された政治的統合構想の諸理念を準備していた⁽⁴²⁾。

第一次国共合作崩壊後に共産党が各地で発動した武装蜂起はいずれも失敗し、共産党員は五万七千人から一万五千人に激減した。

一九二七年九月、共産党は、コミンテルンの指示を受けてプロレタリアート・農民・兵士の代表によって構成される「ソビエト政権」の樹立を提起した。こうして「党軍」による地域権力の創出（農村における権力・支配構造の武力による破碎¹¹土地革命の推進）がめざされた。厳格な規律を有する紅軍（共産党軍）は、農民の支持を得て国家権力の分散性に起因する権力の「間隙」（辺境地域）にソビエト政権を樹

立していった。三一年一月、ソビエト革命の発展を背景にして、中華ソビエト共和国臨時中央政府が江西省の瑞金に樹立された。このソビエト政権は、大小九地域にまたがる一〇〇ないし一五〇県が六、七万の正規軍と数十万の非正規軍によって維持されていた。共産党員は約四〇万人に拡大したがその大多数は農民で占められるようになった。このことは革命におけるプロレタリアートのヘゲモニーという定式に中国型の修正を加えることを促した。各地のソビエト政権は、政府機構・法制度・諸政策の各方面で革命政権の実体化を追求するとともに根拠地内における民衆の支持の獲得につとめた。しかしながら、(1)国民政府による「中央化」の進展と「田剿」(ソビエト区に対する包圍殲滅作戦)の強化、(2)革命根拠地内部における自己増殖能力の減退(土地革命実施後の根拠地社会で、民衆の積極的な支持を獲得しつづけることは、困難であった)、(3)コミンテルン第六回大会(二八年七月)における「中間勢力主要打撃論」に拘束されて九一八事変以降の中国政治の轉換に沿った政策展開をなしえなかったことにより、三四年一月までには南方のソビエト区はいずれも崩壊し中国におけるソビエト革命は挫折した。⁽⁴⁴⁾

地方政府への轉換と抗日根拠地の開拓

南方根拠地の放棄を余儀なくされた共産党Ⅱ紅軍は、北方にわずかに残された陝西省北部の革命根拠地(陝北ソビエト区)に結集した(「長征」)。

一九三五年八月にコミンテルンの中国代表団が提起した新政策は、共産党の革命運動の決定的轉換となった。すなわち、「抗日救国のために全同胞に告げる書」(八一宣言)は、日本の中国侵略に対抗して中華民族社会を防衛するためにすべての政治勢力が結集することを要求した。

共産党はこの方針に基づいて活発な統一戦線工作を展開し、三六年半ばには、陝北で「囲剿」作戦にあつていた東北軍（張學良）・西北軍（楊虎城）との「三位一体」的關係の樹立と「抗日救国」をめざす諸勢力の全国的ネットワークの形成に成功した。八月、コミンテルンの指示を受けて提出された「民主共和国」構想は、普通選挙による全国議会の召集というかたちで中国政治の民主的変革の問題を提起した。

西安事変の平和解決のあと、(1)地主に対する土地没収政策を停止しうる、(2)ソビエト政府を中華民国特区政府に、紅軍を国民革命軍に改称しうるといふ共産党の提案を受けて、国民党は、共産党問題の軍事的解決方針を放棄した。

三七年五月に延安で開催された共産党ソビエト区代表大会において、共産党の抗日民族統一戦線理論は、「抗日」と「民主」の結合、抗日民族統一戦線理論と中国革命理論の結合という内実を有したものと(45)して確立した。このことは、共産党が、(1)国民政府による「依存的統合」を再解釈してそれを部分的に承認したこと、(2)ソビエト革命から抗日民族革命への戦略転換を行ったことを示すものであった。

第二次国共合作の発足（三七年九月）によって、共産党はソビエト権力を国民政府下の地方政府に転換させ、中国政治におけるみずからの存在を制度的に保障することに成功した。その際、国家権力に対する相対的自立性を確保したことによって、共産党は、体制内批判を媒介とする国家権力の掌握にむける政治的回路を有するようになった。(47)

一九三八年、「持久戦を論ず」によって日本軍占領地区での抗日根拠地の開拓が抗日戦争の勝利と共産党の党勢の拡大をもたらすという政治的展望を獲得した毛沢東は、「新段階論」において、国民党と

の「長期合作と合作建国」とともに共産党の活動の拠点を前線と敵後に置くことを主張した。四〇年、抗日根拠地は人口約一億を擁するまでに発展した。各根拠地では普通選挙により参議員を選出し、参議会で選出された政府委員によって辺区政府が組織された。

中国革命論の確立と抗日根拠地の再編成

戦争が対峙段階に入ると国共の軍事摩擦が顕在化し、またヨーロッパ戦争の勃発によって英・仏を仲介とする対日和平の機運が発生した。華北地区での国民党軍に対する軍事的優位を確立しつつあった共産党は、毛沢東の「『共産党人』発刊のことば」(一九三九年一〇月)・「中国革命と中国共産党」(同年一二月)・「新民主主義論」(四〇年一月)によって、プロレタリアートの指導を前提として抗日民族統一戦線から中国革命の勝利を展望する独自の革命論⁴⁸「新民主主義革命」論を確立した。その主たる内容は、(1)「新民主主義革命」は革命的な植民地・半植民地の国がとるブルジョア民主主義革命の形態であり、同時に社会主義世界革命の一環でもある、(2)革命によって樹立される「新民主主義」共和国は革命的諸階級の連合独裁による民主共和国であり、ブルジョア独裁の共和国ともプロレタリアート独裁の共和国とも異なる、(3)革命に対してブルジョアジーが「二面性」を有しているため、プロレタリアートと共産党は指導性を發揮して革命を成功させなければならない、というものであった。⁽⁴⁸⁾同時にそれは、一般的な反帝課題を提示している点で中国革命における「自立的統合」の可能性を展望したものであった。

共産党軍が華北地区で発動した百团大戰(四〇年八月―二月)⁽⁴⁹⁾を契機として、日本軍は抗日根拠地に対する徹底的な掃討作戦を展開した。また翌年一月、国民党軍が安徽省南部の共産党軍を攻撃した皖南事

変⁽⁵⁰⁾によって国共関係は極度に悪化し、これとあい前後して、国民政府は共産党軍に対する財政援助を打ち切るとともに根拠地への軍事的・経済的封鎖を強化した。こうして抗日根拠地は危機的状况を迎えた。危機に直面した共産党は、(1)税負担の合理化と増税および財政支出の削減により根拠地財政の転換を図るとともに、労働力の集約化や大生産運動によって根拠地経済の自給化をめざし、(2)「三三制⁽⁵¹⁾」と「減租減息⁽⁵²⁾」政策を実施して根拠地社会における政治的・経済的資源の再分配を行うことにより共産党の政治指導に対する「下から」の合意を調達する一方、(3)党組織・政府機関・軍隊・民衆団体の一体化と共産党による指導の貫徹および「毛沢東思想」による党内のイデオロギー的統一が図られた(整風運動⁽⁵³⁾)。また、この時期の根拠地では清算闘争を契機とする「農村革命」が進行し、社会構造の転換が生じていた(後述、四一ページ)。こうして共産党は危機の克服に成功し、抗日根拠地は拡大局面に転じた。⁽⁵⁴⁾

一九四五年四月、毛沢東は共産党七全大会の政治報告「連合政府論」において、(1)各党各派・無党無派の代表の協議による臨時の連合政府の樹立、(2)広範な民主的基礎を有する国民大会の開催、(3)連合政府の性質を有する民主的政府の樹立、(4)独立・自由・民主・統一・富強の新中国の建設というプログラムを提起したが、これは、中国政治における国民党のリーダーシップを明確に否認したものにほかならない。

自立的統合の明確化と国家権力の奪取

日中戦争が終わった時、共産党は百万以上の正規軍と約二二〇万の民兵および合計一九の根拠地(解放区)を有していた。ソ連の国民政府承認とアメリカを軸とする東アジアの新秩序形成という情勢を踏

まえて、共産党は「南方を締め北方に発展する」ことにより国民党からの譲歩を獲得するという方針を立て、毛沢東と周恩来は重慶に赴いた。当地における国民党との交渉に際し、共産党は連合政府の主張を取り下げて国民党政府が招集する政治会議（党派協商会議）を提起したが、その一方でソ連の秘密裏の支持のもとで共産党軍の東北への浸透を図っていた。一九四六年一月の停戦協定と政治協商会議での合意形成に対して、共産党は「平和と民主の新段階」が到来したとの情勢評価のもと、闘争形態の転換を提起した。同時に、「党軍」の保持に関しては極めて慎重な態度を崩さなかつた。⁽⁵⁵⁾

東北戦争が本格化した一九四六年五月、共産党は従来の「減租」政策を改めて土地改革を提起した（「清算・減租と土地問題についての指示」）。この転換は、農村における階級闘争と内戦を結合することによって、共産党に対する農民の広範な支持を獲得するうえで決定的な意味を有していた。六月、共産党は蒋介石との全面的軍事対決を指示したが、なお「停戦協定」と「政協決議」の回復を要求して蒋介石の打倒を提起しなかつた。同年夏、内戦は全国に波及した。国民党軍の圧倒的優勢と中米友好通商航海条約の締結（一月）・憲法制定国民大会の開催（同月）・アメリカ兵による女子学生暴行事件（二月）・マシーナルの帰国（四七年一月）という事態の展開に対して、共産党はアメリカと蒋介石を一体のものとして捉え、「アメリカ帝国主義と蒋介石封建買弁集団」の打倒をめざすという認識に到達した。⁽⁵⁶⁾この対米認識の転換は、共産党による「自立的統合」の明確化を意味していた。

人民解放軍と改称した共産党軍は、一九四七年六月以降攻勢に転じた。一〇月の「人民解放軍宣言」は、蒋介石政府の打倒と民主連合政府の樹立を正式に宣言した。十二月、毛沢東は、「反帝・反封建」という「新民主主義革命」の打倒対象に「反官僚資本」を付加した（「目前の情勢と我々の任務」）。翌年一

月、国民政府によって非合法化された民主同盟は、共産党との協力を表明した。五月、共産党は蒋介石の総統就任に対抗して「メーデー・スローガン」を発表し、民主連合政府を樹立するための新政治協商会議の開催を呼びかけたが、一〇月以降、コミンフォルムのユーゴ批判を背景として共産党の指導を強調する政権構想に傾斜していった。四八年九月から四九年一月にいたる三大戦役によって軍事的優位を確立した共産党は、四九年六月、北平⁽⁵⁷⁾で新政治協商会議準備会を開催して中国政治における主導性を発揮した。九月、(イ)党派・(ロ)地域・(ハ)軍・(ニ)団体の代表および(ホ)特別招請人士によって構成される人民政治協商会議が「共同綱領」・「中央人民政府組織法」を採択したことを受けて、一〇月一日に中華人民共和國が成立した。この新たに樹立された国家権力は、旧政協でなされた政治的合意を継承しつつ以後における普通選挙による全国人民代表大会の招集を言明することによって統治の正当性を確認していた。⁽⁵⁸⁾

3 国民政府の経済建設と共産党

〔一〕 国民政府の経済発展戦略

「南京の十年」

一九二八年、北伐の完了により国家権力を掌握した国民党は、「依存的統合」を前提とした資本主義

発展（民族的統一市場の形成）をめざした。同年六月と七月に開催された全国経済会議と全国財政会議において、ブルジョアジーの政治的支持を獲得した国民政府は、国家財政の整理と統一に着手した。すなわち、第一に、田賦（土地税）を地方税に移管するとともに釐金⁽⁵⁹⁾を国税に編入することにより、北京政府以来の課題であった「国地財政劃分」（国家財政・地方財政間の区分の明確化）を実現した国民政府は、三十一年一月に釐金を撤廃して統税制度を確立した。第二に、(イ)海關行政権の回収、(ロ)塩務行政権の回収と塩税改革の実施、(ハ)関税と塩税の中央銀行（二八年設立）への漸次的移行、(ニ)統税制度の確立と稅務署の成立により、国民政府は関税・塩税・統税の三大間接税中心税制を確立して国家財政の基盤形成に成功した。こうして政府による内債の募集と借款の受け入れが可能となった。第三に、国税地方截留（地方における国税の留保）の改善と各省補助費により、省財政の中央への従属化が進んだ⁽⁶¹⁾。

この時期の国民政府の経済政策は全体として自由主義的であった。南京国民政府は、北洋政権の内債を原則的に引き継ぐことを表明して銀行資本の支持を獲得した。中国銀行資本は国民政府を後ろ盾として急速に力をつけ、伝統的金融機関である錢莊を凌ぐようになっただけでなく、資本高・預金高・紙幣発行額・資産額のいずれにおいても外国銀行を凌駕した。二八年に中央銀行を設立した国民政府は、中国・交通の二大銀行にも国家資本を導入した⁽⁶²⁾。また、関税自主権の回復に成功した国民政府が採用した保護関税⁽⁶⁴⁾は、軽工業を中心とする工業化の進展と産業構造・貿易構造の変化を促した⁽⁶⁵⁾。一九二九年の世界恐慌は銀価格を暴落させたため、中国経済は一時的に好況となり「繁栄の孤島」とさえいわれた。

九一八事変（満州事変）による東北地域の喪失、自然災害、世界恐慌の波及により、中国経済にとつて一九三一年は大きな転機となった。ソビエト区で実施されていた土地革命に対抗して農村復興を図る

ため、全国経済委員会による農村経済に対するテコ入れが試みられた。しかしながら、当時の経済危機の根源は貨幣制度を通しての世界恐慌の中国への波及にあった。⁽⁶⁶⁾ 三五年一月、国民政府は、英・米の支援を受けながら幣制改革を実施した。この結果、政府系銀行の発行する法幣に中国の通貨は統一され、外国為替レートも安定化した。これ以降、中国経済は恐慌の局面を脱し急速に回復基調に向かうことになる。⁽⁶⁷⁾ その経済力の弱さゆえに幣制改革を阻止することができなかった日本と、国民政府との対立は深化した。⁽⁶⁸⁾ 三五年、日本軍は華北地区に対する侵略を強化したが（華北事変）、これを契機として、国民政府は、本格的な国防体制の構築に着手した。四月に国防設計委員会を改組して成立した資源委員会は、こうした軍事的要請に基づく一部の重工業に対する国家統制に道をひらいた。

奥地経済開発と戦時統制経済

日中全面戦争の勃発（一九三七年七月）は国民政府に前近代的社会基盤のもとでの総力戦の遂行を強い、戦時統制経済への移行が図られた。国民政府は、金融・外国為替の動揺をおさえながら沿海地区の工場の内陸部への移転をおし進めた。一九三七年八月、四行（中央・中国・交通・中国農民の四銀行）連合貼放委員会が発足し、低利貸付により経済建設を支援した。三八年二月、貿易調整委員会は貿易委員会に改組され、財政部のもとで国家による輸出入管理を統括することとなった。⁽⁶⁹⁾ また、三月に採択された「抗戦建国綱領」は、(1)軍事を中心に農村経済を發展させ、合作社を奨励し荒地の開墾・水利の整備を実施する、(2)重工業の基礎を築くとともに軽工業を奨励し、各地の手工業を發展させる、と経済建設の原則を規定した。

一九三九年以降、国民政府は西南・西北地区における経済開発を推進し、抗戦を堅持するための経済基盤の確立を急いだ。すなわち、(1)金融機関の統合（四行連合貼放委員会の四行連合辦事総処への改組）と中央銀行を軸とする統一的国庫網の形成、(2)新対外ルート⁷⁰の建設と交通網の整備、(3)資源委員会を中心とする国家資本による工鉱業の建設、(4)農業促進委員会による水利建設と開墾事業の促進、(5)工業合作社による地方的手工業の再編成がそれである。ヨーロッパ戦争の勃発にともない仏印ルート・ビルマルートなど国民政府に対する物資輸送路が閉鎖されたことは、国民政府に抗戦を堅持する前提としての戦時統制の強化を促した。国民政府は、インフレ策を推進しながら中国製品の流出防止と日本製品の積極的獲得をめざした。また、国家資本による民間企業の併合を進めると同時に、四一年六月には田賦の中央移管とその実物徴収を断行した。さらに、翌年五月にはあらゆる人力・物力を国家が集中・動員することを目的とする「国家総動員法」が実施に移された。アジア太平洋戦争の勃発にともなう米・英による支援強化―大量の援助物資の流入―は、確かに国民政府の抗戦継続に対して決定的な意味を有するものではあったが、その一方で、インフレの進行による生産の減退と商業投棄の横行という状況下で、奥地経済の萎縮を招いた。⁽⁷⁰⁾

「敵産接收」と国民経済の破綻

抗日戦争の勝利によって、国民政府はすべての中国にある日本資産を「敵産」として接收したが、大規模な旧日本企業は概ね資源委員会所轄の国管会社に委ねられることとなった。日中戦争の過程で中国における外国資本に占める日本の割合は増加し、日本降伏時には八五%となった。国民政府は、そのほ

とんどを国家資本に転化した。⁽⁷¹⁾

日本軍占領地区における経済接収作業は混乱を極めた。傀儡政権が発行し長江下流域で流通していた儲備銀行券⁽⁷²⁾に対して実勢レートの数分の一での回収を図ったため、大量の物資が沿海地区に流入する一方、内陸部では物資不足と金融難が深刻となった。また、生産設備の接収作業は難航を極め、ブルジョアジーの不満が顕在化した。こうした情勢下で、国民政府は潤沢な為替準備を背景にブレトン・ウッズ体制への積極的参入を試みた。一九四六年二月、政府は外国為替市場の開放と貿易自由化政策を実施した。この政策は、大量のアメリカ商品の流入とそれに起因する国内生産・輸出の停滞をもたらした。四七年二月、国民政府は統制経済に回帰せざるをえなかった。内戦の発動は、戦費確保のための膨大な赤字予算を不可避とした。通貨の濫発とインフレの高進にアメリカの援助物資の大量流入が加わり、国民経済は破綻した。⁽⁷³⁾この時期、資本の社会化と私物化が並行的に進行し、国家資本と官僚が個人的に投資した私的資本を合算した「官僚資本」は全産業資本の八〇%を占めるにいたった。

(二) 共産党の経済発展戦略

「新民主主義」経済論と国民党評価

「半植民地・半封建」社会という近代中国社会認識は、共産党六全大会（一九二八年）で登場し、「中国革命論の確立期」（前述、二二ページ）に定着した。毛沢東「中国革命と中国共産党」（三九年二月）は、中国社会はアヘン戦争以降「半植民地・半封建」社会に転化し、九一八事変を契機に「植民地・半植民

地・半封建社会」となったと述べるが、この認識は、(1)帝国主義もしくは外国資本主義が果たす役割・作用を中国社会の資本主義化に対する促進的役割と阻止的作用のふたつの側面からとりあげ、(2)中国ブルジョアジーを「買弁性をおびた大ブルジョアジー」と「民族ブルジョアジー」に二分してそれぞれに異なった政治的位置づけを与え、(3)近代中国社会における「封建的」搾取を強調するという特質を有していた。⁽⁷⁴⁾この近代中国社会認識を基礎として「反帝・反封建」のブルジョア民主主義革命たる「新民主主義革命」が提起されるわけであるが、その経済政策は、「三民主義」による資本節制（大銀行・大工業・大商業を国営とし、私有財産制度を制限してそれが国民の生計を左右することのないようにする）と地権平均の忠実な実行（大地主の土地を農民に分与して農村における封建関係を一掃するが富農経済は許容する）であり（「新民主主義論」）、また、「新民主主義」社会における経済構成は、(イ)国家自身の経済・(ロ)勤労人民の個人経済・(ハ)合作社経済と(ニ)私人資本主義経済であるとされた（「連合政府論」）。当時の文献において、この「国営」あるいは「国家自身の経済」に社会主義的要素があるという指摘はなされていない。したがって、「新民主主義」経済政策は、地主と農民、資本家と労働者との間の矛盾を調整して中国社会のブルジョアの発展を図ることを目的とするものであったとしなければならぬ。⁽⁷⁵⁾

ここで日中全面戦争期における共産党のブルジョアジー評価を概括しておきたい。前述したように、「中国革命と中国共産党」は、中国ブルジョアジーを「買弁性をおびた大ブルジョアジー」と「民族ブルジョアジー」に分け、前者を革命の打倒対象と規定する一方で、後者に対しては革命に対する「二面性」を指摘して彼らは政治的同盟者であるとする。ところが一カ月後に発表された毛沢東「新民主主義論」は、革命に対する「二面性」をブルジョアジー全体に適用する。このほぼ同時期におけるあいまいな

るふたつの捉え方の混在は、共産党のブルジョアジー評価が国民党に対する政治的評価からの逆照射であったことを示している。さらに毛沢東「連合政府論」（一九四五年四月）は、国民党の階級基盤を「官僚資本」（大地主・大銀行家・大買弁）とし、それは中国の主要な経済動脈を壟断するとともに農民・労働者・小ブルジョアジーと自由ブルジョアジーを圧迫していると断じ、国民党を排除した連合独裁とそのもとにおけるブルジョア的發展を主張する。ただ、この段階における「官僚資本」は私的資本を指すにとどまり、国家資本をいまだ包括していなかったのである。⁽⁷⁶⁾

内戦と経済発展戦略の具体化

地主に対する土地没収政策の停止は、一九三七年以来の国民党との統一戦線の条件のひとつであった。したがって、この問題に関して国民党との合意に達するのだけならば、共産党は、国民党との全面戦争を決意するまで公然と土地改革を実施できなかった。前述したように、共産党が「減租」政策から「土地改革」に転換するのは東北戦争が本格化した一九四六年五月の「清算・減租と土地問題についての指示」（五四指示）においてである。「指示」は、大地主のみを闘争対象とし、中小地主・開明紳士・富農を中立化して中農と団結するという方策を提示していた。一方、四七年一〇月、「人民解放軍宣言」とともに公表された「土地法大綱」は、すべての耕地の均分と貧雇農権力の樹立を要求するという急進的な内容を有していた。それは、四〇年代前半期以降、さまざまな名目で行われてきた農村における土地所有権の移動の不徹底を一举に解決しようとしたものでもあった。しかしながら、この急進性は農村における党幹部の積極性と統一戦線そのものをスポイルする危険性を孕んでいた。四八年春、軍事環境が

好転し都市をも視野にいたした社会秩序の回復と経済建設に直面したとき、共産党は、急進的な階級闘争や平等主義思想を「遊撃方式」・「遊撃作風」と批判するとともに、中農との団結を再び強調するようになるのである。⁽⁷⁷⁾

一九四七年半ばの人民解放軍による攻勢の開始は、共産党に都市経営という新たな課題に直面させた。一二月の毛沢東「当面の情勢と我々の任務」は、「四大家族」の「官僚資本」を「新民主主義革命」の打倒対象として明確化した。それは(1)「四大家族」の国家資本部分と私的資本部分を「官僚資本」に一括すること、および(2)「四大家族」以外の私的資本部分を「新民主主義」社会の構成要素として認知することを意味していた。⁽⁷⁹⁾ こうした認識を踏まえて、毛沢東は、「新民主主義」経済の三大綱領として土地改革・「官僚資本」の没収・民族商工業保護を掲げるとともに、「新民主主義」経済は(イ)国家経済・(ロ)集団化にむかう農業経済・(ハ)独立小工業者および中小資本主義経済から構成されると概括した。こうして、共産党は中国社会全体を視野に入れた経済発展戦略を構想しうる地点に到達した。これ以降、共産党は、都市経営の具体化、商工業の復興と発展(民間企業家の再編成)・労資両利政策の実現、地主が経営する都市商工業企業への配慮)、労働者・労働組合の役割の増大と企業の民主的改革などについての実践をふまえた総合的検討を開始した。四九年三月の共産党七期二中全会は、経済政策の重点を農村根拠地から都市の商工業政策に転換することを確定するとともに、農村は解放戦争と都市の商工業政策を支援するという位置づけを与えられた。⁽⁸⁰⁾ なお、共産党の都市工作と「新民主主義」経済の体系化にあたって、東北地方における実践が極めて大きな役割を果たした。⁽⁸¹⁾

「共同綱領」と建国初期の経済政策

中国人民政治協商會議（一九四九年九月）で採択された「共同綱領」が示していた建国構想は、(1)「新民主主義」社会の創出、(2)「官僚資本」の没収と社会主義的性質を有する国営経済の創設（国民経済における主導性の發揮）、(3)ソ連・社会主義諸国の援助、(4)「新民主主義」社会の工業化と国民の合意に基づく社会主義への移行であった。新政権は、生産活動の萎縮と悪性インフレによる国民経済の破綻、総生産額における工農比率が3対7であり工業生産額に占める産業資本の割合が一七％にすぎないという生産力構成の後進性、顕著な地域間格差と各地域の相互的連携の希薄性という現状から出発しなければならなかった。⁽⁸²⁾

建国初期の経済政策は、以下の三点に概括しうる。

第一に、インフレを終息させて正常な経済活動を行うための条件を創出することである。一九五〇年三月に公布された「国家財政経済工作の統一に関する決定」により、全国の財政收支・物資調達・現金管理を国家に集中し、資金と資材の集中管理と集中投下がめざされた。この結果、悪性インフレは急速に収拾に向かった。

第二に、社会経済全体に対する国営経済の指導権の確立である。具体的には、(1)「官僚資本」の没収による国営企業の創設、(2)流通・金融に対する国家統制の強化、(3)投機活動の防止および国营部門との連携強化による私営企業の経済活動の促進が図られた。

第三に、土地改革の全国の実施である。一九五〇年六月に「中華人民共和国土地改革法」が公布され、未実施区において土地改革が行われた。この改革は、中農・富農を労農同盟下の農村生産力の担い手と

するブルジョア民主主義的変革であり、中国社会における地主的土地所有の廃絶⁽⁸³⁾と農民的土地所有の実現という農村社会構造の一大変化をもたらした。土地改革は、五二年末までに基本的に達成された。

4 国家と社会関係の変容

(一) 集権化の進行

ふたつの中国社会史像

一九八〇年代以降の中国社会の活性化と変容のなかで、中華人民共和国建国前夜に村松祐次が提起した中国社会像が今日の中国社会のさまざまな実態との間に多くの共通点を見いだしうるため、注目を集めるようになった。⁽⁸⁴⁾その基本的論点は、(1)一八四〇年から一九四九年にいたる中国経済の基調は不安定な状態が恒常的に続いていることに求められるが、この「停滞性」は内的要因(個々の経済行為を制約している条件あるいは環境⁽⁸⁵⁾と懇制)により説明しうる、(2)「政府」(政治権力)は私経済的・契約的かつ威力的な私人的性格を有していた、(3)中間諸団体は私人的政府にかわって慣行的・自律的な秩序を形成したものの、これら諸団体は個人の自由な経済競争を排除するような規制をもっていなかった、(4)複元的・重層的に構成された経済諸組織は、「請負人」の介在・競争的かつ防衛的行動態様・貨殖主義という特

徴を有していた、というものである。⁽⁸⁶⁾

一方、今堀誠二もまた、建国前夜の中国社会を見据えながら村松とは対照的な中国社会史像を提示した。⁽⁸⁷⁾ 両者の相違点は以下の二点である。第一に、村松が中国社会を「個」に分解して捉えようとするのに対して、今堀は、二〇世紀前半の中国社会は中間諸団体（「共同体」）の自律性を基調としてそれが政治権力と相互補完的關係を有しながら「個」に対して専制権力を行使する「段階」にあるとする。第二に、今堀が明清から二〇世紀にいたる「共同体」の変容という視角から中国社会の展開を理解するのに対して、村松の場合、中国经济の停滞的基調の主たる要因を内的「態制」にもとめながらその「外貌」をアヘン戦争以後に限って述べていることに示されているように歴史的観点は希薄である。この中国社会史像をめぐる両者の見解の相違が、中間諸団体の強弱とそれが近代的社会変革にプラスに作用するか否かについての評価の違いを背景とする我が国の中国研究における錯綜した議論をふまえてのものをすることを想起すれば、⁽⁸⁸⁾ 一九四九年革命の意味を検討する前提として、明清から二〇世紀にいたる中国社会の実態とその変容を検討する必要がある、その際、「中間団体」論（マルクスの社会発展論を下敷きとする「共同体」論ではなく）がこの問題を検討するうえで極めて重要な研究課題であるとされなければならない。

しかしながら、筆者にはこうした論点を全面的に展開する能力はない。本節では、二〇世紀前半の中国社会において中間諸団体が有していた慣行的・自律的秩序が主たる社会編成原理として機能していたことについて論者の見解は概ね共通していることを糸口として、⁽⁸⁹⁾ 「集権化」が一八世紀から二〇世紀にかけての中国政治の基本的課題であったという視角から、国家権力のレベルで「党国」システムが確立

した一九二八年から四九年にいたる国家と社会関係について、国民党と共産党というふたつの革命政党が社会諸勢力や中間諸団体といかなる関係を切り結んだのか（結ぼうとしたのか）という点に限定して概括することにした。

課題としての集権化

中国農村における支配階層としての郷紳層は、里甲制の解体、小商品生産の拡大、銀流通の浸透を背景として明末清初に成立した。清朝国家権力は労役管理と徴税制度を介して農村社会との関係を有していたが、郷紳層は、フォーマルな官僚機構の最末端に位置する知県⁽⁹⁰⁾による統治を補完するとともに、科挙制を媒介として、儒教的社会秩序の体現者としての社会的権威と統治機構に参画しうる政治的回路を事実上独占していた。一六世紀から二〇世紀にかけて、中国社会には、長江下流域における都市化の進展、賦役が銭納にかわる傾向、地域交易の拡大、大衆の識字水準の拡大、郷紳層の規模の拡大およびその地主的性格から社会管理者への転換という持続的変容が存在していた⁽⁹¹⁾。一八世紀末以降に多発した農民闘争・宗教反乱に対して、清朝の強制装置はそれらを收拾することができなかった。こうして清朝統治機構の弛緩が顕在化した。一九世紀半ばから二〇世紀初頭にかけて、中国政治は、(1)省を単位とする地方行政長官（総督・巡撫）の自立化と彼らによる軍事力を背景とした郷紳層の再編、(2)集権化を推進しようとした清朝に対する地方勢力の勝利（北洋軍閥政権の成立）へと推移した。

中国が世界資本主義システムに従属的に編入された後、帝国主義諸列強は、軍閥諸勢力と個別に結合するとうかたちで中国政治の分権的再編成を促進・強化した。同時に、(1)中国社会に資本主義が移植

されるとともに（それはブルジョアジーとプロレタリアートという近代的階級の形成をともなった）、(2)租界・租借地における都市基盤の整備を契機として均質的都市空間が形成され、さらに、(3)科挙の廃止（一九〇五年）にともなうエリート層の新陳代謝が進行した。一九一〇年代に新たな社会勢力の組織化が商工業者から学生団体・婦人団体・労働団体・農民協会などに拡大したことは、二〇年代に入って展開された省単位における自立性の確保を前提として全国政治の再編成を指向する政治運動である連省自治運動や前述の国民会議運動に見られるように、政治的統合原理の地域代表から職能団体への転換をもたらした。

したがって、国民革命は、一六世紀以来の中国社会の長期的波動を前提とし清朝統治機構の弛緩に起因する諸勢力の分権的再編成が帝国主義列強によって促進・強化されているという現状に対して、中国政治の集権化という政治課題を「反帝・反軍閥」というかたちで明示したものにほかならない。レーニン型革命政党内に改組された国民党は、「党軍」による北伐戦争の遂行によって国家権力を奪取した。このことは、中国政治が「党国」システムによる中国社会の集権化をめざす段階に到達したことを示すものであった。

「党国」システムと国家

前述したように、国民党は「党国」システムによる統治を「訓政」論によって正当化した。すなわち、国民党は、孫文の(1)「軍政」から「訓政」を経て「憲政」にいたる統治形態の三段階論（三序）、(2)「先知先覺・後知後覺・不知不覺」論から導きだされるエリートによる大衆の指導という観点、(3)「権

と能の分離」論を具体化した「政權」と「治權」の分離という考え方を基礎とし、国民革命の現段階が「訓政」期にあることを宣言することによって国民党が国家権力を代行することの正当性を主張した。さらに、「以党治国」論によって「政權」と「治權」を国民党に収斂させ、その統治理念を補強したのである。同時に、国民党の「党国」システムが「憲政」への移行を前提としていたため、その早期実施をめざす民主主義運動（憲政運動）が展開されることとなった。⁽⁹³⁾

国民党による「訓政」論に基づく国民党の統治理念は、「天命」によって君位と統治の正当性が付与され、かつ「天の声」が「民の声」であると観念される中華帝国期の統治理念とも、臨時憲法的役割を付与されていた「約法」⁽⁹⁴⁾による手続きと民意機関（議会）の承認を前提とする北洋政權期のそれとも異なっていた。この国民政府期の政治システムに関して、アメリカの中国研究ではいくつかのモデルが提出され論争的局面を形成している。すなわち、(1)イーストマンは、国民党政權は階級的基盤をもたない権威主義的な「自立政權」であり、社会の諸利益から国家権力への「制度化された代表径路」が存在しないと主張した。一方、(2)ガイザートは、(イ)国民党政權はその弱さゆえに郷紳層と妥協せざるをえず、両者は「不安的で限定的な同盟関係」にあった、(ロ)当時の政治システムは国民党政權と社会の諸集団間における政治資源の多元的な交換関係にその特色に見いだしうる、と論じた。さらに、(3)権威主義的コーポラティズムの概念で国民党政權を捉えようとしたフュースミスは、国民党政權と上海の諸商業団体との関係について分析し、前者は後者を従属的かつ自治的な単一の階層的利益団体に改組・統合していったと述べた。提起されたモデルは異なるが、国民党政權は社会諸集団の従属化を企図しながら中途で妥協せざるをえず、これらの制度的政治参加を阻みながら問題・状況によってはその影響を決定的に

受けた権威主義的政権であったとする点では共通している。⁽⁹⁵⁾

北洋政権を打倒して国家権力を奪取した国民党は、地方諸勢力を行政・軍政長官に任命するとともに田賦を地方税に編入することによって彼らと妥協し、国民政府の全国政権たる体裁を整えた。一方、「地方実力派」は軍事力を背景に省政府を掌握し、田賦・釐金などの経済基盤を有していた。したがって、国民政府による「中央化」——(イ)中央軍による地方軍の打倒と省政府の改組、(ロ)「地方実力派」の経済基盤の奪取——が、国家権力による基層社会の掌握とその再編成の前提であった。

都市社会の再編

ここでは、中国最大の経済都市である上海における商工業団体と労働組合の再編過程を概括しておく。一九二九年五月、第一次国共合作期における国民党の商民運動を担った商民協会の組織化が停止された。以後、国民政府は、ギルド的・伝統的秩序との妥協を図りつつ商工業団体の再編・統合策を具体化していった。三〇年六月、総商会・県商会（滬南商会）・閘北商会・商民協会を統合し、さらに旧商会傘下の在来の「工商ギルド」と商民協会の各業分会が改組・合併して成立した同業団体である「工商同業公会」を基本的構成員として上海市商會が成立した。こうして、国民政府は、ブルジョア上層を頂点とする「新ギルド」体制によって上海の全ブルジョア層と「店員・手業者・学徒」を含む広範な商工業者を統合することに成功した。この後、同業公会への強制加入問題や業規法認問題を契機として、政府のギルド的秩序への妥協と商工業団体の国家に対する依存局面の増大が並行的に進行した。⁽⁹⁶⁾

第一次国共合作の崩壊にともない共産党系の総工会が解体されたあと、上海の労働運動では国民党市

党部の活動家と同党各派の政客が指導権を争っていた。一九二九年一〇月に公布された「工会法」は、産業発展を目的とする労働者の組織化を明示するとともに階級闘争を否定して労使協調を強調していた。三二年五月の国民会議の開催を契機として上海における労働組合の再編が断行され上海総工会が成立した。その際、労働組合は従来の工場単位から地区割の業種別編成となり、また店員層は「工商同業公会」に編入されることとなった。⁽⁹⁷⁾三五年二月、熟練労働者を中心とする労働組合主義の性格の強い全国的労働組織として全国労働協会が上海で成立した。この組織は労働問題についての学術文化団体という名目で発足し、三九年七月には国際労連に加入した。また同会が秘密結社（青幫）と深い関係を有していたことは、⁽⁹⁸⁾国民政府による都市社会の再編の質を検討するうえで興味深い。⁽⁹⁹⁾

国民政府は、民衆団体を再編成してみずからの統制下におくるとともに、(イ)治安法規の制定・(ロ)出版統制・(ハ)特務機関による情報収集と弾圧によって反体制的活動の封じ込めを図った。さらに、三四年には新生活運動を展開して儒教イデオロギーによる民衆統合をめざした。また、三八年に創設された三民主義青年団は、青年運動における共産党の影響力を排除して国民党の統制下におこうと企図したものであった。三九年以降、民衆に対する統制と動員はさらに強化された。

農村社会の再編

国家権力掌握後の国民政府は、浙江省において小作人の保護と地主制の漸進的抑制を意図する「二五減租」（小作料の二五%減額）と、田賦の整理を目的とする「土地陳報」（申告による土地所有状況の把握）を実施した。有力地主の税負担における慣習的既得権を掘り崩し、また地主層全体の利益を大きく損なう

方向性を有するこの農村土地政策は、推進側の欠陥と受け入れ側の反対により失敗した。また、「剿匪」作戦の前線に位置していた江西省では、省財政改革とともに田賦の整理が組織的に実施され、とりわけ航空測量に基づく土地調査と登記および地価税の徴収という近代・合理的土地税制改革が開始された。浙江・江西両省の例が示すように、国民政府は、有力地主の既得権を排除しながら担税者として土地所有者層全体を掌握する端緒を獲得しつつあったが、この改革は日中全面戦争の勃発により中断を余儀なくされた。このように、「南京の十年」期における国家権力は農村社会を掌握するにいたらず、したがって一九三一年から三七年にかけて全国化した社会秩序の維持を目的とする伝統的な隣保組織である保甲制度⁽¹⁰⁾もまた、政府がその支柱と考えた農村の在地有力者の取り込みにも成功しなかったのである⁽¹⁰⁾。

国民政府の重慶移転以後、国家権力と農村社会の關係は大きく変化した。すなわち、一九四〇年三月に実施された新県制は、名目的には県を自治単位として民主政治を推進するというたてまえであったが、政府は行政系統を県・区・郷鎮の三級制から県・郷鎮の二級制に改めたうえで、警察力の強化・保甲制の整備・戸籍管理の見直しを実施した。また、四一年六月に決定された田賦の中央移管と実物徴収は、(1)中央・省・県の財政收支系統を中央・県の二級制に改めて県財政を中央に直属させることで財政面における中央集権化を実現し、(2)田賦の銭納を改めて正税・付加税を一括して一元につき稲穀二市斗(二〇リットル)を納入させるというものであった。この戦時統制下における国家権力による基層社会の掌握によって、政府は農村からの確実かつ苛酷な収奪と農民労働力の動員が可能となったが、その一方で農村の疲弊と政治的緊張を引き起こした⁽¹⁰⁾。

同時期、抗日根拠地では「農村革命」が進行していた。一九四二―三年、共産党は、地主を含む全階

級を統一戦線のなかに維持しつつ、その枠内で可能な限り階級闘争を推進して富と権力の再分配を実施しようとする「農村革命」に着手した。すなわち、「減租減息」のスローガンとともに多様な形態の「清算闘争」を提起して農民大衆を地主との闘争に立ち上げらせ、後者に対する前者の政治的優位の創出と維持がめざされた。四四年の秋冬、徹底的な減租の実施、旧支配層の権力と影響力の徹底排除、農民権力の確立を要求する大衆運動の急進化が見られた。この結果、根拠地社会における土地所有関係が大きく変化し、多くの地区で階級としての地主が存在しなくなった。これと並行して権力構造に大きな変化が生じた。すなわち、村政府から旧支配層が一扫され、農会・党支部・民兵隊が組織された。これらの組織と工作隊を通じて、共産党の権力は村レベルに深く浸透し農民を掌握した。⁽¹⁰³⁾

知識人の役割

中国における近代的な専門家・技術者層は、五四運動期に「科学救国」の洗礼を受けた青年たちのアメリカ留学、および帰国後に彼ら自身が本国の大学などで実施した人材育成により形成された。経済的後進性を打破するため経済建設を提唱した国民政府のもとに、こうした人材が集まりテクノクラート集団を形成した。国民政府下において、(1)高度の専門的知識を有し、(2)政治活動から一定の距離を置いて職務に専念し、(3)旧来の官僚制度に見られる非合理性の排除に努めるような行政機関が徐々に生まれつつあった。彼らは全国経済委員会や資源委員会などにおいて国民政府による経済建設の立案・具体化にあたり、多くの成果をあげたが、同時に、その具体的成果の如何は個々の政治家との関係に左右されるという側面も存在していた。⁽¹⁰⁴⁾

九一八事変を画期として「抗日」という政治課題が中国政治の質を規定することとなったが、国共両党ともこの点についての認識は依然として不明確であった。こうした状況下における知識人の「抗日」の主張と運動は、中国政治における抗日抗戦態勢の形成にむけて先駆的役割を果たした。⁽¹⁰⁶⁾一九三五年末の一二九運動⁽¹⁰⁶⁾を契機として都市部における抗日大衆運動は新たな高揚期を迎えたが、これに続いて上海を中心に全国の「抗日派」知識人の結集に成功した「救国会」運動は、「抗日」を求める諸政治勢力のひとつの接点を形成するとともに、一月の内モンゴル地区における傅作義軍の抗戦を支援する運動（援綏運動）と上海在華紡のストライキを契機として都市部における抗日運動の大衆的基盤を獲得しつつあった。⁽¹⁰⁷⁾四四年九月の中国民主同盟の結成は、国民参政会を舞台とする憲政運動の過程で民主主義の確立をめざす知識人が政治主体として自立化したことを示すものであった。抗日戦争勝利後の中国政治の新段階において、彼らは、国民政府による内戦の遂行と「憲政」への移行に際してその統治の正当性を流失せしめ、また共産党の国家権力の掌握とその統治に対する正当性の付与に関して決定的役割を演じた。⁽¹⁰⁸⁾

一二九運動から翌年の「救国会」運動をへて武漢での抗日ブーム（三八年）にいたる抗日大衆運動の高揚は、都市部における共産党の党勢拡大をもたらした。⁽¹⁰⁹⁾日中全面戦争の勃発によって沿海地域が日本軍の占領下におかれることとなったため、大量の知識人が抗日根拠地に流入した。この結果、延安の抗日軍政大学・陝北公学・中国女子大学・魯迅文学芸術学院は急膨張をとげた。彼らは文芸工作や農村・軍隊における幹部工作に参与していったが、四〇年代前半期の整風運動によって根拠地社会における「毛沢東思想」へのイデオロギー的一元化が図られた結果、知識人たちは価値観と言動における相対的

自立性を喪失していった。⁽¹¹⁰⁾

（二） 国民党と共産党の構想と現実

政治的去勢化による行政的再編成

一九二八年に国家権力を掌握した国民党は、国民政府による中国社会の変革（革命の第二段階）に着手した。労働運動・農民運動を弾圧して成立したこの政権は、階級闘争の存在を否定しつつ社会諸集団の政治的去勢化とその行政的再編成を試みた。

「南京の十年」期における国民政府による国家建設は顕著な成果をあげた。中央政権の水平的拡大は垂直的浸透（社会の再編）の前提であったが、この時期の「中央化」は、実効的支配地域を長江中下流域から西南・西北の一部地域に拡大して「地方実力派」の地盤を吸収していった。同時に、共産党の南方のソビエト区の解体に成功するとともに、弱体化した共産党勢力の体制化を達成した。また、国民政府による中国社会の行政的再編成は、既存の社会秩序と妥協しながら都市と農村における広範な社会層をみずからの権力基盤として取り込むという方向性を有するとともに、都市部では政府の統制下における社会諸集団の再編成に成功した。これらが近代的財政の確立、統一的民族市場の形成、農村社会の漸次的変革という内実を有していたことからすれば、「南京の十年」期に国民党が行った集権化の方向は、中国社会の近代化にむけてのひとつの合理的選択であったとしなければならない。そしてこの「成果」が国民政府下での抗日抗戦態勢の確立を可能にしたのである。

日中全面戦争の勃発と第二次国共合作の成立にともなう中国政治の再編に際して、国民政府は、(1)国民参政会を創設して非国民党員の国政への間接的関与を承認するとともに(ただし政治的對抗勢力の存在は認知しなかった)、(2)日本軍占領地区における共産党の活動と国民政府の所轄地区における諸社会集団に対する統制の強化を試みた。しかしながら、日本軍占領地区における共産党の活動の制御に失敗したことにより、国民参政会という政治舞台において結集しつつあった第三勢力と共産党との政治的提携の可能性という不安定要因を残すこととなった。戦時統制下において基層社会を掌握した国民政府は、抗戦の堅持を前面に押し出し民衆に対する徵発と動員を強化した。インフレの進行と商業投機の横行および自然経済の領域的拡大という状況のもとで、国民政府は社会的合意の調達に失敗し、對抗的政治勢力の顕在化を招いた。

政治的活性化による「革命的」統合

ここでは一九四九年における国家権力の奪取を可能にした共産党の戦術をその革命戦略との関連で概括する。国民革命(二二―二七年)から三四年一〇月のソビエト革命の挫折(「長征」の開始)にいたる過程で、共産党は、(1)階級分析の手法による闘争対象と同盟者の確定、(2)中国革命における農村問題の基本的な重要性、(3)武装闘争(革命戦争)が中国革命の主要な形態であること、(4)「党軍」の存在を維持するための「大衆路線」、(5)遊撃戦争における戦術的錬磨といった観点・戦術を獲得した。⁽¹¹⁾ソビエト革命が挫折した後、陝北の小根拠地(陝北ソビエト区)とわずかな紅軍を残すのみとなった共産党は、国家権力の奪取を可能にする新たな革命戦略のもとにこれらの観点・戦術を体系化する必要があった。この課

題は、共産党がソビエト革命から抗日民族革命への転換をへて、「新民主主義革命」を確立しさらにそれを推進する過程で具体化されていった。

一九三七年、毛沢東はモスクワで提起された抗日民族統一戦線戦術を「矛盾論」の枠組みによって具体化した。⁽¹¹⁾このことにより、共産党は、(1)日中の「民族矛盾」という主要矛盾以外の矛盾(副次的矛盾)の存在を確認し、「統一戦線内部における闘争」という戦術課題を具体化すること、および(2)「主要矛盾」の転換という論点で闘争方針の戦略的転換を説明することが可能となった。同年九月に発足した第二次国共合作の成立に際して、共産党は、みずからの根拠地と軍隊を中国政治の体制内の勢力と位置づけるとともに、政治勢力としての相対的自立性を確保することに成功した。三八年五月、「持久戦を論ず」において、毛沢東は日本軍占領下の農村における抗日根拠地の開拓が抗戦勝利の基本的条件を形成することを主張したが、同時に、共産党軍による根拠地の開拓は中国政治における共産党の力量の増大したがって国共の力関係の変化をもたらすものでもあった。

抗日戦争下における国共関係の緊張は、共産党に「統一戦線内部における闘争」という戦術の具体化を促した。共産党は、根拠地において「大衆路線」に基づく「階級闘争」を発動することにより「農村革命」を展開するとともに、「連合政府」を提起することによって中国政治の主導権を国民党から奪取しようとした。国共内戦勃発以後、共産党は、(1)新解放区における土地改革の実施(農村における支持基盤の確立)、(2)革命課題の「反帝・反封建・反官僚資本」への再規定(「主要矛盾」の転換)、(3)人民解放軍の軍事的勝利、(4)広範な同盟者の獲得(人民政治協商会議の開催)によって、国家権力の奪取に成功した。それは、共産党の指導下で「革命的」民衆を発動して政治課題の達成をめざすという、同党の社会

変革の手法たる政治的活性化による「革命的」統合の勝利を意味していた。

5 一九四九年の意味

「中華民族」の解放

国民政府は、一九四三年一月、一九世紀以来の従属的な国際的地位の変更に成功し、中国は、第二次世界大戦後に「大国」の地位を獲得した。しかしながら、戦後における国内政治の再編成と国民経済の再建に失敗し、また、軍事的敗北により国家権力を喪失したため、国民党の「依存的統合」は挫折した。一方、共産党は、国共内戦期に「アメリカ帝国主義と蒋介石封建買弁集団」の打倒を提起してアメリカが主導する戦後国際秩序の構築に対抗する「自立的統合」を明確化した。一九四九年一〇月、中華人民共和国中央人民政府はその成立を宣言すると同時に、各国政府に対して「およそ平等・互恵および相互に領土主権を尊重することなどの原則を遵守しよう」と望むいかなる外国の政府とも、本政府は均しく外交関係を樹立することを望むものである」と述べた。このことは、一九世紀末に戊戌変法運動が提起した版図国家から領域国家への転換という政治課題を完成し、近代国民国家としてみずから確立したことを、換言すれば中国近代ナショナリズムの勝利を示すものであった。同時にそれは、「中華民族」の、帝国主義による抑圧・搾取からの解放であった。

この点に関連して、以下の補足説明が必要である。すなわち、第一に、「共同綱領」は「区域自治」

論によりエスニック・グループの民族自決権を否定していたことである。⁽¹¹⁴⁾ ソビエト革命期における共産党の民族政策はソ連の政治機構を下敷きとする連邦国家論であり、エスニック・グループの民族自決権を承認していた。この後、日中全面戦争期の抗日根拠地で「区域自治」論が準備され、さらに第二次世界大戦後の内モンゴルの経験を一般化することにより、共産党の民族政策は「連邦国家Ⅱ民族自決」論から「区域自治」論に転換した。⁽¹¹⁵⁾ この点からすれば、「中華民族」の解放は、エスニック・グループにとつて、「中華民族」の絶対多数を占める漢族と異なる意味を有していたとしなければならぬ。⁽¹¹⁶⁾ 第二に、四九年七月の「ソ連一辺倒」表明から五〇年二月の「中ソ友好同盟相互援助条約」にいたる過程をどのように捉えるのかという問題である。その際、中ソ条約は自己の軍事力たる「党軍」による国家権力の奪取を前提として中華人民共和国政府の主體的選択として締結されたのであり、国際的な力関係の差異を背景とする強いられかつての条約締結とは質的相違が存在することに留意する必要がある。⁽¹¹⁷⁾ 第三に、五〇年代前半期にアメリカによって構築された経済封鎖と对中国包囲条約網の存在を考慮に入れば、中華人民共和国の国際的承認は、七〇年代初めにおける国連代表権の獲得とニクソン訪中によつて完成されたとすべきであろう。

集権化の達成と「隙間なしの社会」の形成

まず指摘しておきたいことは、政治的去勢化による行政的再編成、政治的活性化による「革命的」統合というように手法上の相違はあったものの、一九二〇年代半ばの国民革命の提起によつて明確化された中国政治の集権化という課題認識とその方向性において、国民党と共産党は共通していたということ

である。「南京の十年」時期に実効的統治を実現していた地域において国民党が試みた社会再編策は、中国社会の近代的変革にむけてのひとつの合理性を有していたものの、戦時体制下での基層社会の掌握は社会的合意を獲得するにはいたらなかった。さらに、国民党は、戦後における共産党軍と解放区の家機構への実質的編入に失敗し、軍事的に敗北して国家権力を喪失した。

「中華民族」の解放は、共産党による水平的拡大の達成¹¹⁸大陸社会における政治的對抗勢力の消失を意味していた。国家権力を奪取した共産党は、革命の第二段階たる政治権力の垂直的浸透（工作隊の派遣）による社会的諸関係の再編成（中国社会の変革）に着手することとなった。一九五〇年、「土地改革法」と「婚姻法」が公布され、大衆動員方式によりその実態化がめざされた。この結果、大陸社会において、(1)農民的土地所有が実現して地主的土地所有が姿を消し、(2)前近代的婚姻形態が否定されて両性の「自由な意志」による婚姻のみが認められることとなった。⁽¹¹⁸⁾同時に、この過程で農村における有力者層が打倒され、共産党の「幹部」がこれにとつてかわった。このことは、明清以来の中国農村の有力者層である郷紳層の社会的基盤が掘り崩されるとともに、一八世紀末以降の政治的展開のなかで顕在化した国民革命によって明確化された「集権化」という政治課題が達成されたことを示していた。この中国社会の近代的変革の前提となるべき構造変動は、人々に「黄金時代」の到来を想起させた。しかしながらそれは、共産党の「幹部」を介して国家権力が個々人の私的領域にまで関与しうる「隙間なしの社会」の形成であった。

朝鮮戦争と国家社会主義

一九五〇年六月に勃発した朝鮮戦争に対するアメリカの介入と中国の参戦を契機として、中国は戦時体制を構築するとともに自らの建国構想を大きく転換させた。すなわち、抗美援朝運動によるナショナリズムの高揚を楨杆にして民族的団結の強化が図られ、大衆動員方式による政治課題の徹底化と加速化がめざされた。また、経済面では財政・金融の国家統制および市場管理が強化された。さらに、「毛沢東思想」学習運動や「三反五反」運動により民主諸党派とブルジョアジーの独自性が失われ、彼らは「改造」の対象と理解されるようになった。五三年の「過渡期の総路線」の提起と第一次五カ年計画の開始は、中国が社会主義建設に本格的に着手することを示すものであった。こうして「新民主主義」段階の長期性および社会的合意に基づく社会主義への移行という建国当初の構想は、現時点における社会主義への本格的移行に変更された。⁽¹¹⁹⁾

一九五四年九月、総選挙によって選出された人民代表により開催された第一期全国人民代表大会は、共産党の指導と「過渡期の総路線」を明記した憲法を採択した。共産党以外に自立性を有する政治集団が存在しない状況下において、中華人民共和国政府の正統性と同政府に対する共産党の指導性が承認された。その一方で、(1)重工業に傾斜した経済建設、(2)農業の集団化（高級合作社化）、(3)商業・工業・手工業の社会主義改造を主たる内容とするソ連モデルによる社会主義化が推進された。これは、計画経済と経済の一元化、党・国家・社会团体の一体化、国家・社会の一元化、社会主義ユートピアと世界戦争に備える総力戦体制の並存によって特色づけられるところの革命と戦争の時代における社会主義たる国家社会主義のひとつの典型を示すものであった。⁽¹²⁰⁾ 同時にそれは、戦時統制経済に基づく重工業に傾斜

した経済建設という日中全面戦争期から内戦期にいたる時期に国民政府が採用した政策を、社会主義化というかたちで継承したものであった。⁽¹²⁾

「中華民族」の解放と中国社会の構造変動によってもたらされた「黄金時代」は、人々をユートピアの実現にむけて駆り立てることとなった。しかしながら、一九五七年の反右派闘争によって知識人たちがユートピアをめざす巡礼から放逐され、五九年の廬山会議において権力の中枢を形成する「同志的共同体」が解体した。さらに、六〇年代半ばに毛沢東が追い求めたユートピアは、中国社会そのものに深刻な亀裂を生じさせることになったのである。

ひとつの概括

最後に、「『中国革命』の現在」(二ページ)で掲げた諸点に関する筆者の中間的概括を提示して、本章の締めくくりとしたい。

共産党十一期六中全会(一九八一年六月)が採択した「歴史決議」は、「文化大革命」を全面否定するとともに「毛沢東思想は中国共産党の集団的英知の結晶である」と規定した。⁽¹²⁾同時に、「決議」は、「一九三五年一月、党中央政治局は長征途上で遵義会議を開催して紅軍と党中央における毛沢東同志の指導的地位を確立し、極めて危険な状況のもとで紅軍と党中央を保存し、……勝利のうちに長征を完成させて中国革命の新局面をきり拓いた」と述べ、⁽¹²⁾四九年の共産党の勝利の起点を遵義会議に求める「通説」を確認している。これに対して、筆者は、「八一宣言」における抗日民族統一戦線の提起とそれを踏まえた系統的な統一戦線工作の展開が共産党の革命運動の決定的転機であったと考える。なぜなら、この

政策展開によって共産党は、みずからの存在を政治的に、さらには制度的に保障することに成功したからであり、その過程で、統一戦線戦術は抗日ナショナリズムに方向づけられた社会統合論としての内実を有するものになっていったからである。⁽¹²⁴⁾日中全面戦争下における国共合作という新たな環境のもとで、共産党は、それまでの革命闘争のなかで獲得していたもろもろの観点・戦術を中国革命論のなかに定置するとともに、政治的活性化による「革命的」統合という社会変革の手法を具体化していった。この手法が、国民党の政治的去勢化による行政的再編成という手法に対して相対的に優位にあったことが四九年における共産党の勝利をもたらしたとすべきであろう。

共産党の勝利Ⅱ国民党の敗北は、ユートピアの有無に由来するのであるか。われわれはすでに、(1)「南京の十年」期における国民党による中国社会の統合が一定程度の合理性と成果を有していたこと、(2)それをおし止めたのは日本の全面的な軍事侵略であったこと、(3)日中全面戦争下における国民党の社会変革の手法は、共産党のそれより劣位にあったことを確認した。このことは、日本の全面的軍事侵略および共産党による社会変革の手法の具体化によって国民党の政治的勝利が阻止されたと理解しうることを示している。筆者には、ユートピアの有無を両党の勝敗と結びつけることは困難であるように思われる。

近代社会の実現というブルジョア民主主義革命の「反封建」課題から一九四九年革命を捉えた場合、以下の三点を指摘しうる。

(1) 共産党の勝利によって樹立された新たな国家権力は、国民党Ⅱ国民政府における民族性・近代性を全面的に否定したため、それが実現してきたブルジョアの変革の成果を踏まえて国家建設を開始する

という観点を有していなかった。

- (2) 両大戦間期の国際共産主義運動においてブルジョア民主主義はブルジョアジーの階級独裁の道具であるという理解が一般的であり、中国共産党も同様の認識を有していた。さらに、新民主主義権力とソビエト権力の形態的差異はほとんど留意されていなかった。このことは、新たな国家権力が、近代民主主義政治制度が有する形式的合理性を継承する枠組みを有していなかったことを示している。⁽¹²⁶⁾
- (3) したがって「反封建」課題は、事実上、土地改革に限定されることとなった。そして、前述したように、この中国社会の構造変動は、社会の近代的変革に結実せず、「隙間なしの社会」の形成を招来した。

こうして中国のブルジョア民主主義革命は、近代市民社会を生み出せぬまま、戦時体制のもと社会主義革命に移行する(第二章、参照)。このため「隙間なしの社会」におけるユートピアの祝祭が終わったとき⁽¹²⁷⁾、中国社会の特質である「強靱な社会システム」が姿をあらわすこととなるのである。

- (1) 中嶋嶺雄「中国革命とは何であったのか」(筑摩書房、一九九〇年)に所収。
- (2) 天児慧「中国革命」菊地昌典編『社会主義革命』(社会主義と現代世界 一)山川出版社、一九八九年。
- (3) 天児慧「中国革命」一五〇―一五一ページ。
- (4) 天児慧「中国―溶変する社会主義大国」(東アジアの国家と社会 一、東京大学出版会、一九九二年)は、中国

社会の「基底構造」(＝四九年前後の「負の連続性」)が一九八〇年代になって構造的変動を開始したと述べている(二〇一ページ)。

- (5) 福本勝清『中国革命への挽歌』亜紀書房、一九九二年。
- (6) 今堀誠二『毛沢東研究序説』勁草書房、一九六六年、四一ページ。
- (7) 横山英『辛亥革命研究序説』新歴史研究会、一九七七年、一三三ページ。
- (8) 一九六二年、アジアリフワード財団の資金援助による中国研究の当否がわが国の研究者の間で大問題となった。すなわち、(1)この資金援助は研究者の自立的研究や日中の学術交流を阻害しないか、(2)こうした研究がアメリカの極東政策に利用される恐れはないか、が焦点であったが、この論争は、戦前と戦後のわが国の中国研究の方法や姿勢を見なおす契機となった。
- (9) 今堀誠二『毛沢東研究序説』三―五ページ。
- (10) 中西功『中国革命と毛沢東思想』青木書店、一九六九年。
- (11) 野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史』(七卷)東京大学出版会、一九七八年。
- (12) 久保亨『天安門』以降の中国近現代史研究『歴史評論』第五〇〇号、一九九一年、三〇四ページ。
- (13) 笹川裕史『戦後日本における中国国民政府(一九二七―一九四九)研究』『近きに在りて』第二四号、一九九三年、七、五ページ。
- (14) 楊奎松『失去の機会?―抗戦前後国共談判実録―』(広西師範大学出版社、一九九二年)が一九三〇―四〇年代の国共交渉を「もうひとつの戦争」という観点から実証的に検討していることは、わが国の中国革命史研究に刺激的かつ有益な示唆を与えるものである(拙稿「中国近代政治史研究の新たな水準」『東方』第一五七号、一九九四年)。
- (15) 濱下武志『近代中国の国際的契機―朝貢貿易システムと近代アジア―』(東京大学出版会、一九九〇年)に所収。
- (16) 溝口雄三『方法としての中国』(東京大学出版会、一九八九年)に所収。
- (17) Cohen, Paul A., *Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past*, Col.

- umbia Univ. Press, 1984, pp. 186-198. (邦訳、P・A・コーエン「知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像—」佐藤慎一訳)平凡社、一九八九年、二二六—二八二ページ)。
- (18) 茂木敏夫「中華帝国の〈近代〉的再編と日本」『植民地帝国日本』(近代日本と植民地一)岩波書店、一九九二年、六一—六二ページ。
- (19) 姫田光義ほか「中国近代史」(上巻)東京大学出版会、一九八二年、一一六—二二六ページ(高橋孝助執筆部分)。
- (20) 西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義—二〇世紀中国政治史の新たな視界—」研文出版、一九九一年、三三—三三三ページ。
- (21) Cohen, *Discovering History in China*, pp. 158-161. (邦訳、三三三—三三五ページ)。
- (22) 横山英「辛亥革命研究序説」九九—一〇九ページ。
- (23) 斎藤道彦「五・四運動史像再検討の視点」中央大学人文科学研究所編「五・四運動史像の再検討」中央大学出版部、一九八六年。
- (24) 李沢厚「啓蒙與救亡の双重変奏」同「中国現代思想史論」東方出版社、一九八七年(邦訳、李沢厚「中国の文化心理構造—現代中国を解く鍵—」坂本ひろ子ほか訳、平凡社、一九八九年に収録)。
- (25) 西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義」三八—五三ページ。
- (26) 拙稿「中華人民共和国の四〇年と中国社会」(『現代社会主義社会の新動向』大阪外国語大学、一九九〇年)に所収。
- (27) 池田誠「孫文と中国革命—孫文とその革命運動の史的研究—」法律文化社、一九八三年、三三三—三九四ページ。
- (28) 野沢豊「孫文—革命いまだ成らず—」誠文堂新光社、一九六二年、一一六—一二六ページ。
- (29) 三月二四日、国民革命軍の南京占領に際して、英艦船は「暴徒」から自国住民と領事館を保護するとして南京市内に砲撃をくわえた。四月一日、英・米は最後通牒を發して「暴徒」の処罰を要求した。
- (30) 一九二八年四月、日本は、北伐戦争に対する干渉を目的として山東出兵を行った。五月三日、日本軍は済南に入城してきた国民革命軍を挑発して市街戦を引き起こすとともに、国民革命軍による居留民の「虐殺」を喧伝した。

- (31) 今井駿「抗日民族統一戦線と抗戦戦略の問題——国民党系の抗戦戦略をめぐって」藤井昇三編『一九三〇年代中国の研究』アジア経済研究所、一九七五年。
- (32) これ以降、一九三五年には貴州省が、三六年には広東省が、三七年には陝西省と甘肅省の一部が「中央化」された。
- (33) 一九三七年二月二日、国民党五期三中全会で採択された同案は、共産党が国民政府に帰順してその命令を受けたという「風説」に対して「我が党は人がみずから悔い改める道を断つことはない」と述べ、最低限の措置として紅軍とソビエト政府の取消および赤化宣伝と階級闘争の停止を要求した。
- (34) 楊奎松「失ふべき機会？」二七～五九ページ。
- (35) 一九三七年八月、国民党中央常務委員会は、全国国防の最高決定機関たる国防最高会議の設置を議決した(九月、設置)。同会議の職権は国防の大綱・経費と国家総動員およびその他の重要事項の決定であり、同会議主席は平時の手続きをへることなく「命令により便宜的措置」を取り得ることが規定された。一月、国民党中央常務委員会はまた、中央政治委員会の活動を停止して国防最高会議がこれを代行することを決定した。
- (36) 拙稿「武漢における抗日高潮と中国共産党」今永清二編『アジアの地域と社会』勁草書房、一九九四年。
- (37) 一九三九年一月、国民党五期五中全会は、党・政・軍の指揮を統一すべく国防最高委員会の設置を決定した。同委員会は国民党中央機構・国民政府五院および軍事委員会の各機構に対する指揮権をもち、同委員会委員長は党・政・軍のすべての事務について平時の手続きを経ることなく命令によって緊急措置を行えることとなった。
- (38) 一九四三年一月に調印された「アメリカの在華治外法権の取消および関連問題の処理についての中英条約」と「イギリスの在華治外法権とそれに関連する特権の取消についての中英条約」によって、米・英両国は、治外法権と一九〇一年の辛丑条約で規定されていた諸特権を放棄した。
- (39) 西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義」二四六～二六三ページ。
- (40) 若林正文「台湾——分裂国家と民主化——(東アジアの国家と社会二) 東京大学出版会、一九九二年。
- (41) 坂野良吉「中国における一九二〇年代変革と新民主主義革命史観」『名古屋大学東洋史研究室報告』第九号、一九

八四年、五八ページ。

(42) 横山英「国民革命期における中国共産党の政治的統合構想」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』漢水社、一九九二年。

(43) コミンテルン第六回大会は、小ブルジョアジーを基礎とする中間勢力が反革命陣営にまわっているという認識に基づいて「中間勢力主要打撃論」を提起した。中国におけるその適用は、革命の主体を共産党の影響下にある労働大衆に限定し、それ以外の広範な大衆諸階層を敵視することによって、みずからの孤立化を招いた。

(44) 姫田光義「中華民国史におけるソビエト革命——その社会変動の歴史の意味」『歴史における文化と社会』中央大学経済研究所、一九八七年、など。

(45) 拙稿「中国共産党における抗日民族統一戦線理論の確立」池田誠編著『抗日戦争と中国民衆——中国ナショナリズムと民主主義——』法律文化社、一九八七年。

(46) 共産党は、日本帝国主義と中国の矛盾を主要矛盾とし、その他の帝国主義と中国の矛盾および国内の階級矛盾を副次的矛盾とすることによって、中国の統一と平和に反対する日本帝国主義と、それを援助する「その他のいくらかの帝国主義」の相違が、親日派「大ブルジョアジー」と親英米派「大ブルジョアジー」の分裂を招来し、後者が抗日陣営に加わったと理解した。

(47) 拙稿「路線転換期における中国共産党の根拠地構想」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』七五―七六ページ。

(48) 安井三吉「抗日民族統一戦線と中国共産党の（路線の確立）」『歴史評論』第二四三号、一九七〇年。

(49) 八路军は五〇万の兵力を動員して交通の要路および日本軍の拠点を攻撃した。この攻撃は、八路军の戦力を軽視して分散配備していた日本軍に大きな損害と衝撃を与えた。

(50) 一九四〇年七月、国民党は、八路军と新四軍の作戦区域を黄河以北とするという「中央提示案」を共産党に示した。一〇月、この「提示案」に沿った移駐命令が国民革命軍參謀総長名で出された。一九四一年一月、国民党軍は、同命

令に反したという理由で皖南（安徽省南部）の新四軍（共産党軍）九、〇〇〇人に対して包圍攻撃を行い、その大部を殲滅した。

(51) 抗日根拠地政権のスタッフを共産党員・左派進歩分子・中間分子で三分割することにより、共産党のリーダーシップを保持しながら、進歩勢力の拡大・中間勢力の獲得と保守勢力の孤立化・反動勢力の肅清をめざした。

(52) 小作料(租)と利息(息)の軽減政策(減租減息)とその確実な納付政策(交租交息)とを組み合わせることによって、共産党は抗日的諸階級の団結の実現をめざした。

(53) 「整風」の内容は、主観主義に反対して学風を整頓し、セクト主義に反対して党風を整頓し、「党八股」(形式主義的・教条主義的文章)に反対して文風を整頓することである。「整風」運動の方針は「病を治して人を救う」ことであるとされ、「団結—批判—団結」を通してイデオロギー的統一が図られた。

(54) 井上久士「辺区(抗日根拠地)の形成と展開」池田誠編著『抗日戦争と中国民衆』および西村成雄「中国抗日根拠地—危機と社会空間の再調整」『近代日本と植民地』六、岩波書店、一九九三年、など。

(55) 楊奎松『失去の機会?』一九六—二四四ページ。

(56) 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』二五六—二五八ページ。

(57) 一九二八年六月、国民党は「北京市」を「北平市」と改称した。したがって、四九年一〇月に中華人民共和国が北京を首都として成立する以前にあつては、「北平」が正式名称である。

(58) 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』二六三—二八四ページ。

(59) 釐金は一八五三年に設けられた内地流通税である。商業路に釐金(徵稅所)を設け、通過する物品から低額の税金を徴収した。国内産品は釐金を必要としない外国商品との競争が困難であり、釐金の存在は民族市場の形成を阻害していた。

(60) 統税は一種の流通税であり、綿糸・小麦粉・巻煙草などに対して工場出荷時に一定額を課税した。

(61) 金子肇「中国の統一化と財政問題—『国地財政劃分』問題を中心に」『史学研究』第一七九号、一九八八年。

- (62) 中国銀行は、一九〇四年に半官半民の戸部銀行として設立された。〇八年に大清銀行と改称、さらに一二年に中国銀行に改称した。また、交通銀行は〇七年に官民合弁の銀行として設立された。三五年、国民政府が両行に対する持株を増やした結果（中国銀行の五〇%、交通銀行の六〇%）、両行は、中央銀行とともに国民政府と三位一体の關係を有する国家銀行となった。
- (63) 池田誠ほか「中国工業化の歴史―近現代工業発展の歴史と現実―」法律文化社、一九八二年、一〇三―一〇九ページ（奥村哲執筆部分）。
- (64) 最後まで締結を渋っていた日本との「関税協定」の調印（一九三〇年五月）にこぎつけた国民政府は、初めてみずからの手で関税を決定できるようになった。翌年一月に実施された税率は、酒・煙草が五〇%、絹・人絹織物が四五%、マッチ・陶磁器が四〇%であった。
- (65) 久保亨「南京政府の関税政策とその歴史的意義」「土地制度史学」第八六号、一九八〇年、など。
- (66) 池田誠ほか「中国工業化の歴史」一〇九―一一四ページ（奥村哲執筆部分）。
- (67) 野沢豊編「中国の幣制改革と国際関係」東京大学出版会、一九八一年。
- (68) 一九三六年二月、日本の傀儡政権である冀東防共自治政府が超低率「関税」を実施して以降、大量の日本製品が華北五省から中国全土に流入した。同時に、華北地区に対する日本企業の進出も顕著となった。一方、五月の「中米銀協定」の締結によって、全国金融に対する国民政府の影響力は飛躍的に拡大した。華北の現銀南送を阻止しようとした日本軍の目論見は失敗し、法幣は華北でも流通するようになった。
- (69) 丁日初・沈祖煒「抗日戦争時期における中国の国家資本」『近きに在りて』第一〇号、一九八六年、一〇―一四、一八―一九ページ。
- (70) 菊池一隆「国民政府による〈抗戦建国〉路線の展開」池田誠編著「抗日戦争と中国民衆」、など。
- (71) 丁日初「關於〈官僚資本〉與〈官僚資産階級〉問題」『民国檔案與民国史学術討論會論文集』檔案出版社、一九八八年、四四七―四四八ページ。しかしながら、資金・人材の欠乏と内戦の本格化により、吸収した敵性企業はほとんど

どは操業を再開することができなかった(石川禎浩「南京政府時期の技術官僚の形成と発展」『史林』第七四卷第二号、一九九一年、二九ページ)。

(72) 一九四一年一月、南京「国民政府」は「国家」銀行として中央儲備銀行を設立した。日中戦争終結までに、五兆元の中央儲備銀行兌換券が発行された。

(73) 姫田光義ほか『中国二〇世紀史』東京大学出版会、一九九三年、一六六―一六九ページ(久保亨執筆部分)。

(74) 久保亨「戦間期中国経済史の研究視角をめぐって―半植民地半封建」概念の再検討『歴史学研究』第五〇六号、一九八二年、四一―四四ページ。

(75) 今堀誠二『毛沢東研究序説』二五七、二八八―二九〇ページ。

(76) 奥村哲「旧中国資本主義論の基礎概念について」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』(中国史像の再構成Ⅱ)文理閣、一九九〇年、一六七―一六八ページ。

(77) 田中恭子「戦後中共土地改革の急進化―一九四七年(土地法大綱)について」『社会経済史学』第四六卷第二号、一九八〇年。

(78) 「四大家族」とは国民政府時期の政治・経済を壟断したとされる四ファミリーを指す。蒋介石を中心にして、宋子文(蒋介石の妻宋美齡の弟)・孔祥熙(妻宋靄齡が宋美齡の姉)と蔣の腹心である陳果夫・陳立夫兄弟から構成される。

(79) 奥村哲「旧中国資本主義論の基礎概念について」一六八―一六九ページ。

(80) 池田誠ほか『中国工業化の歴史』一五一―一六〇ページ(西村成雄執筆部分)。

(81) 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、一九八四年、三八―四一八ページ。

(82) 姫田光義ほか『中国近現代史』(下巻)五二―五二四ページ(上原一慶執筆部分)。

(83) 田中祥之「建国初期の経済政策―中国革命の成長転化の問題によせて」野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史』第七卷。

- (84) 「シンポジウム 村松祐次『中国経済の社会態制』を読む」『中国現代史研究会通信』第二期第六一号、一九九三年。
- (85) 中間団体とは、国家権力とその統治の対象である個々の民衆の間に存在する社会団体のことである。前近代の中国社会では宗族(家族)・村落自治体・同業ギルドや秘密結社が、近代社会では清末の法定団体(商会・農会・教育会)と一九一〇年代以降のより自立的要素の強い公法団体(労働者・学生・婦人などの団体)がこれに該当する。
- (86) 村松祐次『復刊 中国経済の社会態制』東洋経済新報社、一九七五年。
- (87) 今堀誠二『中国の社会構造——アンシャンレジームにおける「共同体」——』有斐閣、一九五三年。
- (88) 岸本美緒『《市民社会》論と中国』『歴史評論』第五二七号、一九九四年、六九―七二ページ。
- (89) 足立啓二『中国専制国家の発展』『歴史評論』第五一五号、一九九三年、七〇ページ。
- (90) 知県は中国の地方行政単位である県(概ね、わが国の「郡」に相当する)の長官として、明代より正式の官職名となつた。知県は、地方官制の最末端にあつて「親民官」「牧民官」と呼ばれ、すべての民衆を均しくいとおしむ皇帝支配の体現者として民衆の支配にあつた。
- (91) Cohen, *Discovering History in China* p. 192. (邦訳、一七三ページ。)
- (92) 横山宏章「孫文の憲政論と国民党独裁」藤井昇三・横山宏章編『孫文と毛沢東の遺産』研文出版、一九九二年、一六三―一七〇、一七六―一八〇ページ。
- (93) 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』五九―九〇、一〇〇―一〇七ページ。
- (94) 一九二二年三月に臨時大總統孫文によって公布された「中華民國臨時約法」は、正式の「憲法」が制定されるまでの間、それに代替するものと規定されていた(第五四条)。
- (95) 土田哲夫「国民党政権の性格をめぐって——Republican China 誌上の論争の紹介」『近きに在りて』第八号、一九八五年。
- (96) 金子肇「商民協会と中国国民党(一九二七―一九三〇)——上海商民協会を中心に」『歴史学研究』、第五九八号、一九八九年および同「上海における工商同業公会の成立と国民政府」『現代中国』第六八号、一九九四年。

- (97) 小浜正子「南京国民政府の民衆掌握——上海の工会と工商同業公会」『人間文化研究年報』第一四号、一九九〇年。
- (98) 中国労働運動史研究会報告者集団「民国期中国労働者の構成・意識・組織」『歴史学研究』第六二六号、一九九一年、一四九〜一五二ページ。
- (99) 秘密結社（幫会）は、明末清初における中国社会の変化のなかで顕在化した民衆の共同体的集団組織であり、その成員の行動意識は貴賤貧富の別を越えて対等の立場で行動しようとするものであった（酒井忠夫『中国の民衆と秘密結社』吉川弘文館、一九九二年、八ページ）。彼らは、あれこれの政治情勢のなかで、みずからの主体的判断に基づいてさまざまな政治勢力と友好的あるいは敵対的関係を結んだ。
- (100) 保甲制度は宋代以降の諸王朝により鄉村支配の手段として採用されてきた。国民政府は、民衆組織を強化して共産党勢力の農村への浸透を阻止・根絶することを目的としてこれを復活させた。保甲制度は一九三一年に江西ソビエト区周辺の国民政府統治地域においてまず実施され、三六年までに二三省に拡大した。三七年二月、「剿匪」的内容を削除した「保甲条例」が全国に向けて公布された。
- (101) 笹川裕史「南京国民政府成立期の農村土地政策と地主層」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』、同一九三〇年代国民政府の江西省統治と土地税制改革』『歴史学研究』第六三二号、一九九二年など。
- (102) 菊池一隆「国民政府による『抗戦建国』路線の展開」一四五〜一四七ページ。
- (103) 田中恭子「中国の農村革命（一九四二〜一九四五年）——減租・清算・土地改革」『アジア経済』第二四巻第九号、一九八三年。
- (104) 川井悟「全国経済委員会の成立とその改組をめぐる一考察」『東洋史研究』第四〇巻第四号、一九八二年、石川禎浩「南京政府時期の技術官僚の形成と発展」、飯塚靖「南京国民政府の農業政策と農業技術専門家」『近きに在りて』第二号、一九九二年。
- (105) 平野正「中国の『第三勢力』の系譜をどこに求めるか」『中国研究』第九九号、一九七九年。
- (106) 一九三五年の日本軍による華北分離工作の本格化に起因する北平—天津地区における「政治上の真空」は、共産党

地下組織の再建を促した。一二月、国民政府は、「半独立的」な「地方実力派」政権である冀察政務委員会を設置して日本の華北侵略の矛先をかわそうとした。これに対して、共産党地下組織に指導された北平大中学校学生連合会は冀察政務委員会設置に反対する請願・示威運動を行った(拙稿「華北事変と中国共産党——平津地区における組織と活動」【現代中国】第六八号、一九九四年)。

(107) 拙稿「從「二二九」到「八一三」時期的上海地下党」【中共党史資料】第四五輯、一九九三年、二一五—二一九ページ、拙稿「一九三〇年代における内モンゴル自治運動と日中関係」松田武・阿河雄二郎編『近代世界システムの歴史的構図』溪水社、一九九三年、一五〇—一五一ページ。

(108) 西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義」二四六—二八四ページ。

(109) 拙稿「華北事変と中国共産党——平津地区における組織と活動」など。

(110) 丸田孝志「抗日戦争期における中国共産党の勤奸政策」【史学研究】第一九九号、一九九三年、など。

(111) Scham, Stuart, "Mao Tse-tung's Thought to 1949," Fairbank, John, K. ed., *The Cambridge History of China*, Vol. 13, Cambridge Univ. Press, 1986, pp. 789-837. (邦訳、S・シユラム【毛沢東の思想(一九四九年—一九四九—七六年)】北村稔訳、蒼蒼社、一九八九年、三三—八六ページ)。

(112) 拙稿「中国共産党における抗日民族統一戦線理論の確立」九五—九七ページ。

(113) 「中華民族」は、中国を構成する各民族の総称である。現在では五六民族が確認されている。

(114) 「共同綱領」の第六章「民族政策」は、中華人民共和国を各民族の友愛合作の大家庭とするとして、エスニック・グループの居住地区における民族区域自治の実施を明記している。

(115) 毛里和子「新中国成立前夜の少数民族問題——内蒙古・新疆の場合」野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史』第七巻。安井三吉「少数民族と抗日戦争」池田誠編著『抗日戦争と中国民衆』。

(116) 一九九〇年段階で、中国の総人口に占める漢族の割合は九二%である。

(117) ただし、同条約には、(1)東北・新疆におけるソ連以外の企業・団体の活動を認めない、(2)東北における有事の際の

ソ連軍の自由な鉄道使用を認める、という秘密条項が存在していた。この条項は一九五六年に廢棄された（NHKスベシヤル「毛沢東とその時代」後編、一九九三年一月二六日放映）。

(118) 一九四九年を境にした六年間に、大陸社会における世帯の平均規模は、五・二―五・四人から四・三人に激減した。その後、都市における核家族化と農村における複合家族(三三)解体による夫婦家族制と直系家族制の並存という状況を引き起こした(松戸庸子「家族の変動と社会」宇野重昭編『静かな社会変動』(岩波講座「現代中国」三三)岩波書店、一九八九年、八九―九一ページ)。

(119) 姫田光義ほか『中国近現代史』(下巻)五五八―五六二ページ(上原一慶執筆部分)。

(120) 和田春樹『歴史としての社会主義』岩波書店、一九九二年、一〇〇―一〇二ページ。

(121) 奥村哲「抗日戦争と中国社会主义」『歴史学研究』第六五一号、一九九三年、一七四―一七五ページ。

(122) 中共中央文献研究室『關於建国以来党的若干历史問題的決議注釈本(修訂)』人民出版社、一九八五年、二七―三九、四六―四七ページ。

(123) 同前書、五―六ページ。

(124) 拙稿「路線転換期における中国共産党の根拠地構想」。

(125) 統一戦線「戦術」を社会統合「理論」として捉えなおすことについては、西村成雄「中国ナショナリズムと民主主義」四一―四四、六六―六九ページを参照。また、瓦審堡会議(一九三五年二月)以前の毛沢東に抗日民族統一戦線戦術に関するいかなる積極的役割も確認しえないことについては、李良志(丸田孝志訳)「毛沢東と抗日民族統一戦線」『中国現代史研究会通信』第二期第六二号、一九九三年、二―五ページを参照。

(126) 拙稿「中国文化大革命考―菊地昌典氏の所論をめぐって」『歴史科学』第一二二号、一九九〇年、三三三ページ。

(127) 一九七八年二月の共産党十一期三中全会は、「階級闘争を綱とする」スローガンと「プロレタリア独裁のもとでの継続革命」理論がともに否定され、工作の重点を「社会主義現代化建設」に置く戦略が決定された。